

第百一回 参議院社会労働委員会會議録第二十号

昭和五十九年八月四日(土曜日)
午前零時五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 石木 茂君
理事 遠藤 政夫君
佐々木 満君
浜本 万三君
中野 鉄造君

委員

大浜 方策君
金丸 三郎君
斎藤 十朗君
関口 恵造君
曾根田 郁夫君
田代山 紀男君
田中 正巳君
村上 正邦君
森下 泰君
糸久八重子君
本岡 昭次君
和田 静夫君
中西 珠子君
山中 郁子君
柄谷 道一君
下村 泰君

國務大臣

厚生大臣 渡部 恒三君

政府委員

大蔵省主計局次長 保田 博君
兼内閣審議官
厚生大臣官房長 幸田 正孝君
厚生大臣官房総務審議官 小林 功典君

厚生大臣官房審議官 古賀 章介君
兼内閣審議官 新田 進治君
厚生大臣官房審議官 黒木 武弘君
計課長 吉崎 正義君
厚生省健康政策局長 大池 眞澄君
厚生省保健医療局長 水田 努君
厚生省保健医療局長 竹中 浩治君
厚生省保健医療局長 正木 馨君
厚生省保健医療局長 持永 和見君
厚生省保健医療局長 小島 弘仲君
厚生省保健医療局長 吉村 仁君
厚生省年金局長 吉原 健二君
厚生省看護局長 入江 慧君
厚生省看護局長 長門 保明君
厚生省看護局長 坂本 龍彦君
厚生省看護局長 朝本 信明君
厚生省看護局長 今藤 省三君
事務局長 兼任委員会専門員

本日の會議に付した案件
○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔理事遠藤政夫君委員長席に着く〕

○理事(遠藤政夫君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

〔理事遠藤政夫君退席、委員長着席〕

○浜本万三君 こういう状態でございますから、締めくくりに質問をするというのとは何となく気が進まないでございしますが、同僚議員の勧めもございしますので、政府に確認を求める意味で若干の質問をさせていただきます。

まず第一は、高額療養費支給制度について、家計の負担能力を勘案し、家計への影響を緩和するため、低所得者への配慮、世帯合算、長期継続療養、長期高額疾病などの支給要件の改善を図るべきだと思っておりますが、大臣の御回答をいただきたいと思っております。

○國務大臣(渡部恒三君) 御指摘の方向で対応することとしまして、負担限度額を一般の場合は五万一千円、低所得者の場合は外来、入院とも一律三万円とし、また、同一世帯で同一月に三万円以上の負担が複数生じた場合には、これらを合算し、負担限度額を超える分については高額療養費を支給することとし、低所得者については二万一千円以上の負担が生じた場合に同様の処置を講じます。

また、一年間に四回以上高額療養費の支給を受けた場合には、四回目からは負担の限度額を三万円、低所得者にあつては二万一千円に軽減することとし、また、厚生大臣の指定した長期高額疾病については負担限度額を月一万円に軽減することとしたいと思います。

なお、この件については、社会保険審議会に付議した上で決定いたします。

○浜本万三君 次は、高額療養費が支給されるまでの間の当座の支払いに充てるための無利子の融資制度を創設すべきではないかと思つていますが、この点についてはいかがでしようか。

○國務大臣(渡部恒三君) 御趣旨に沿つて融資制度の創設を図ることといたします。

なお、利子については、できるだけ無利子とする方向で検討いたします。

○浜本万三君 次は、分娩費や埋葬料の問題でございます。

分娩費や埋葬料の最低保障額を、分娩費につきましては現在の十五万円から二十万円に、埋葬料につきましては七万円から十万円に引き上げるべきではないかと思つていますが、いかがでしようか。

○國務大臣(渡部恒三君) 分娩費や埋葬料については、実勢費用を勘案し、六十年には最低保障額の引き上げを行いたい所存であります。

なお、この件は社会保険審議会に付議した上で決定いたします。

○浜本万三君 次は、医療保険の保険者による健康診断等の予防活動を促進すべきであると思つていますが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(渡部恒三君) 御趣旨に沿つて努力する所存でございます。

○浜本万三君 次は、乳幼児の保健医療対策の充実を図りますために、健康管理の強化、診療報酬の面での配慮などを行うべきであると思つていますが、この点についてはいかがでしようか。

○國務大臣(渡部恒三君) 御指摘の趣旨に沿い、努力してまいります。

○浜本万三君 退職者医療制度の運営につきまして、拠出者側の意向が反映されるような仕組みを考へるべきではないかと思つていますが、この点についてはいかがでしようか。

○國務大臣(渡部恒三君) 退職者医療制度の運営

については、保険者の拠出金等に関する重要事項について社会保険審議会の意見を聞くなど、拠出側の意向が反映されるよう努力いたす所存であります。

○浜本万三君 政管健保に吸収したからといって、日雇健保の累積債務を政管健保の保険料で返済するようなことがあってはいけなないと思ひますが、この点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) 日雇健保の累積赤字は、健康勘定で経理することとしているが、政管健保の収支とは明確に区分することとしており、政管健保の保険料で償還することは考えておりません。

○浜本万三君 減額査定に係る一部負担金の返還につきまして、今後どのような対策を講じていかれるのか、この点についても伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(渡部恒三君) 一部負担金の返還のための実務処理の費用と便益を考慮し、査定額が一定額以上のケースについて、保険者から被保険者に通知するよう指導するとともに、医療機関においても返還するよう指導してまいる所存でございます。

○浜本万三君 特定承認保険医療機関の導入後も保険診療上必要かつ適切な医療は、保険給付として確保すべきであると考えますが、今後の大臣の基本方向について伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(渡部恒三君) 御指摘のとおり、保険給付として必要かつ適切な医療は、今後とも確保してまいる方針であります。

○浜本万三君 診療報酬につきましては、現行方式の欠点を是正するとともに、医療機関の健全経営や医療の質の向上を図るため、技術料の適正評価などその合理化を図るべきではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(渡部恒三君) 診療報酬については、現行の出来高払い方式の原則を維持しつつ、その欠点の是正を図ることとし、中医協における今後

の診療報酬合理化に関する審議状況も踏まえて、技術料重視の診療報酬体系の確立に向けて努力してまいる所存であります。

○浜本万三君 薬価基準につきましては、市場実勢価格を極力反映したものとしよう、その適正化に努めるとともに、新薬の薬価についてもこれが妥当適切なものとなるよう、一層の努力をすべきであると思ひますが、この点についての御回答をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡部恒三君) 薬価基準については、毎年薬価調査を実施して的確に市場の動向を把握し、市場実勢価格に基づき厳正に改定を実施してきたところであり、今後もその適正化に努める所存であります。

また、新医薬品の薬価算定についても、妥当適切なものとなるよう努める所存であります。

○浜本万三君 次は、保険医療機関に対する指導でございます。

保険医療機関に対する指導監督体制を充実強化し、不正請求については徹底的に排除するとともに、不当診療についても厳正に対処すべきであると思ひますが、御回答いただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡部恒三君) 不当請求については徹底的に排除することとし、また、医学常識から見て不当と思われる診療についても指導監督を積極的に実施し、適正な保険医療の確保に努めてまいる所存であります。

○浜本万三君 中央に設置されることとなっております。顧問医師団は、薬づけ、検査づけ医療の適正化に有効な手法と考えられますが、これを都道府県段階にも設置すべきだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) 厚生省に設置される顧問医師団の今後の活動実績等を見た上で、地方設置について検討する所存であります。

○浜本万三君 差額ベッドの問題です。

三人室以上の差額ベッドの解消については、今後どのように取り組むのか、大臣の見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(渡部恒三君) 三人室以上の差額ベッドについては、その解消に鋭意努力してきたところであり、今後とも私立大学関係者などと話し合いを進めるとともに、今回の特定療養費の運用を適正かつ円滑に行うことにより、この問題の解決を図ってまいる所存であります。

○浜本万三君 レセプト処理のコンピュータ化を推進するなどにより、医療保険事務全体の合理化を図るべきであると思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) 御指摘のように、事務の合理化について今後一層の努力をいたす所存であります。

○浜本万三君 精神病院の不祥事案が多発していることにかんがみまして、全国の精神病院に対する一斉監査を実施するとともに、措置入院患者の実地審査に必要な予算措置を講ずるべきであると思ひますが、この点いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(渡部恒三君) 今回の宇都宮病院をめぐる事案にかんがみ、去る六月二十二日の関係局長連名通知をもつて、全国の精神病院に対する医療監視等の徹底強化を図るとともに、措置入院患者については原則として一回精神衛生監定による実地審査を行うこととしております。

なお、実地審査に必要な予算についてもその確保に努めてまいりたいと考えております。

○浜本万三君 最後の質問をいたします。

無医地区の解消のため、年次計画を立てて具体的な施策を推進すべきであると思ひますが、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡部恒三君) 無医地区等僻地における医療の確保を図るため、従来から年次計画に基づき、僻地中核病院の整備、僻地勤務医師の確保等の各種施策を総合的に推進してきたところであります。

今後とも、これら僻地医療対策の推進に積極的に取り組んでまいる考えであります。

○委員長(石本茂君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」

○委員長(石本茂君) 質疑を終局することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂君) 多数と認められます。よって、質疑を終局することに決定いたしました。

本案に対し、佐々木君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題とし、佐々木君から趣旨説明を聴取いたします。佐々木君。

○佐々木満君 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・自由国民会議を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、高額療養費制度については、医療費負担の家計に及ぼす影響を考慮して、その支給要件等を政令で定めるものとすることを法文上明記すること。

第二に、高額療養費制度により償還されるまでの間の当座の高額の医療費支払いに充てるため、保険者が融資制度を実施することができるとし、その根拠規定を設けること。

第三に、被保険者等の健康の保持増進を促進するため、保険者による健康相談、健康診断等の事業に関する規定を明確化すること。

第四に、傷病手当金の受給者が同一の傷病により障害年金の受給要件に該当することとなった場合において、傷病手当金の額が障害年金の額を上回るときは、その差額を傷病手当金として支給するものとすること。

第五に、被保険者の選択により、任意継続被保険者の保険料について前納ができるものとすること。

第六に、法人の事業所であつて、五人未満の従業員を使用するもの等について、政令で定めると

ころにより、六十一年度以降段階的に健康保険の適用を拡大すること。

以上のはか、船員保険法、国民健康保険法等についても、健康保険法に準じた修正を行うこと等でありま。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(石本茂君) 佐々木君提出の修正案は予算を伴うものでありますから、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。渡部厚生大臣。

○國務大臣(渡部厚生大臣) 健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案については、政府としてはやむを得ないものと認めます。

○委員長(石本茂君) 本修正案に対し、質疑のある方は御発言をお願いします。発言は五分以内にお願いたします。

○山中都子君 提案者に質問をいたします。

今回のこの委員会の中で、限られた時間の中で多くの人が質疑をしたことは、一割負担、二割負担、これが実問題として労働者の、国民の生活を一層苦しめるものになるということについてたくさん指摘がされました。そのことは、この修正案の中身によりまして何ら解決をしていない。ということとは、依然として多くの人が、この今の提案理由の説明によっても十分わかることです。こういう国民の声と、それからこの委員会の中でも議論になり、また、衆議院段階でも議論になった多くの問題点が、この修正案の中で何ら解決されていない。このことについての提案者の御意見を伺います。

それからまた、この問題を解決しないままに、この修正でもってよしとされるのかどうか、そここのところをお考えを伺います。

○佐々木満君 お答えを申し上げます。

私はこの健康保険法の審議、終始こへ座っておりまして各委員の皆さんの御質問、御意見、それに対する政府の御答弁をお聞きをしてまいりました。その中には、本当になるほどなど、これは

やつぱり制度を改めた方がいいなと思う点もたくさんございしました。加えて、先般有力な三党からこの健康保険法の審議を踏まえての統一見解というものが私どもに示されたわけでございしますが、これも拝見をいたしますと、なるほどなど、ごもつともだなどと思う点がたくさんあったわけでございます。

それらを我が党の中におきましていろいろと審議をいたしまして、当面実行できるもの、あるいは長期的に検討すべきもの、いろいろ仕分けをしたわけでございまして、その中で、やつぱり法律を修正しなきゃならぬもの、それから法律の修正はなくとも、もしこれが可決をされれば――後ほど私は附帯決議を提案をしたいと思っておりますけれども、附帯決議でもってやられた方がいいもの、いろいろ仕分けをしたわけでございすけれども、いろいろの検討では、一割負担、そして衆議院の修正による、国会の承認を得た後での二割負担、この原則はそのままではないか、こういうふうな結論に達しましたので修正案には盛りなかつたわけでございす。

以上でございす。

○山中都子君 重ねてお伺いしますけれども、今の基本の一割、二割負担を盛りなかつてもいいというふうに判断をしたとおっしゃるけれども、それは先ほど私が申し上げましたように、当面一割、本則の二割負担の一番柱のところに焦点を当てて国民の声、たくさん意見が出されているということと、今大きな問題になっているわけですから、それで、そのことをさきに申し上げましたけれども、この修正案については、そういう国民の声に対する何ら合理的なものが今の御答弁の中にないのかかわらず、ただ入れなくてもいいと判断したという、全く根拠のないものだと言わざるを得ないと思ひます。

それとの関連で、この要旨の中で、「高額療養費制度については、医療費負担の家計に及ぼす影響を考慮して、その支給要件等を政令で定めるものとすることを」となっておりますけれども、具

体的には、「医療費負担の家計に及ぼす影響」というのは、本当にさつき言ったように、根本的な問題として、一割、二割の負担が家計や生活に大きな影響を及ぼすということは、もう私の質疑の中でも、厚生大臣を初めとして厚生省当局も認めざるを得なかつたところなんですけれども、この点については具体的にどういうことをお考えになつていらっしゃるのか。

○佐々木満君 一割負担、それから国会の承認を得た後での二割負担、こういう原則につきましては、大変熱心な御意見を交えた御質疑がございまして、政府側からも再三お答えがございました。私は、これは十分よく承知をしております。大変重要な問題でございすので、我が党でも真剣に検討いたしました結果、衆議院の修正が妥当だと、こういうふうな判断をしたわけでございす。

それから、高額療養費につきましては、御承知のとおりこれはもとと政令でやってきておることとでございす。法律に根拠はございすけれども、具体的問題は政令でやっておる。ただ、皆さんの御議論をお聞きしております、私もその根拠規定の中に「家計に及ぼす影響」、この一言を法律で入れるのがやつぱり必要だというふうに思ひまして、その点の修正をしたい、こういうふうな決めたわけでございす。

具体的問題は、これはもう政令その他のことで、行政権の中でやることとでございすから、先ほど来確認の質疑、答弁がございすしたが、あやうにお約束をなさつておるわけでございすから、当然これは本委員会としてもそれが実行されるかどうか十分監視をしなければなりませんし、監視していけばいいのじゃないかと、こういうふうな思つております。

○山中都子君 今の御答弁でございすけれども、「家計に及ぼす影響を考慮して」ということは、さきさん議論になつておりますように、具体的に私も質疑の中で、これだけのことがこれだけの負担増になるんだから、家計だけの問題ではなくて、暮らしそのものを根本的に脅かすものにな

るということを申し上げてきたところで今の提案者の御答弁では、何らそのことについての納得できる中身がないと言わざるを得ないのです。こういう形で、一割、二割の本則のところに問題が集中しているという観点に答える点では、余りにも基本の問題について、末節に過ぎる言わざるを得ないと思ひますけれども、その点はどういうふうにお考えになつていらっしゃるんですか。

それとあわせて、続けてお伺いしますけれども、先ほど有力な三党から統一見解があったというふうにおっしゃいましたけれども、私どもたくさん国民の支持をいただいて国会に出て、こうやって審議をしている党でありますし、私自身もその代表の一人であります。私どもは、全面的にこの問題についての根本問題が改善されないという立場から廃案にすべきだということを主張してまいりましたけれども、この有力な私どもの党の見解に対して、あなた方はどういうふうにお受けとめになつていらっしゃるのか、あわせて伺ひます。

○佐々木満君 重ねての山中先生の御質疑、私は本当に、終始聞いておるわけでございまして、それなりに、我が党で検討する場合には、大変重点を置いて先生の御意見を検討した結果でございす。

それから、高額療養費の問題は、これは法律の理屈でございすけれども、何から何まで法律に書くわけにはまいりませんので、法律では原則だけを書いて、あとは行政命令あるいは行政の執行でやるのがこれは普通でございすので、そういう方法をとりしていただきました。

以上でございす。

○委員長(石本茂君) 時間が参りました。これにて質疑は終局いたします。

これより原案並びに修正案に対し討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにして順次お述べをお願いします。

○糸久八重子君 ただいま議題になりました健康

保険法等の一部を改正する法律案につきまして、修正案並びに修正部分を除く原案に対し反対の討論を行うものでございます。

私は、以下申し述べのように、多くの未解決の問題がある今日、定例日でもない、しかもこの深夜に至って、委員会を委員長職権で強引に開会することは、到底許すことのできない暴挙であると言わざるを得ません。このような委員会運営はあしき前例を残すもので、極めて遺憾であり、強く抗議するものであります。かかる立場を表明して反対の討論を行うものであります。

私が反対する第一の理由として、本案提出に至るまでの検討の不十分さ、さらに、本院に送付されてきて以来いかに短時間の間に結論を出そうとしている今日の事態を問題にしないわけにはまいりません。

我が党は審議の過程で国民医療費の詳細な内訳を算出し、政府案のような大幅な国庫負担削減案が中長期展望の中で必要のないことを対案とも言うべき形で提示し、政府の長期ビジョンと対決してきました。しかし、政府はこれに対し何ら説得力ある説明をしてまいりませんでした。そういう意味では、宿題に対する解答は今日時点でもまだ留保されていると言えるのであります。

第二に、言うまでもなく、今回の改革の柱であります被用者保険本人の給付率の引き下げが、病人並びに患者を抱えた家庭に大きな打撃を与えようとしているのであります。

一方で増税なき財政再建をうたいながら、国庫負担削減のしわ寄せをこのような形で弱い立場の者に持たせようとするのは、経済的に弱い立場の者に配慮するといふ総理の施政方針が全く言葉だけのものであることを証明しています。これを平均すればコーヒー二杯分の負担にすぎないといった説明を国民にすると、欺瞞も甚だしいと言わざるを得ません。

第三に、新たに創設されようとしている退職者医療制度の創設であります。

現役時代と七十歳以降の老人医療とのギャップ

を埋めるための制度を設けることを私たちが長く要求してきたところでありますが、今回の政府案はそれに名をかりて、その対象者に補助されていた部分を国庫負担削減のための手段として考えられているのであります。それを給付率引き下げによって捻出された現役被用者の財源をそこに振り向け、しかも国庫負担分をそっくり削減しようとするのですから、財源捻出策以外の何物でもないということであり、国もこの制度に財政的にも充分の負担を負うのは当然と思うわけであり

ます。

第四に、この退職者医療制度の創設に伴い、国民健康保険の国庫補助率を医療費の四五％から三八・五％へ引き下げている点であります。

政府は当面保険料の引き上げに結びつくものではないと説明をしておりますが、早晩これは保険料引き上げにつながるもので、ここにも国庫負担の削減、保険料負担の増大の方向が芽を出しているのであります。

さらに、一部高所得者の利用、一般の実用化への道を閉ざすと懸念される療養費制度改正、また八千億円近い累積赤字を抱えた日雇健保の政管への移行に伴うなし崩しの問題転嫁、いずれも到底賛成できるものではありません。

最後に、医療保険の将来像に関連してであります。

給付と負担の公平化に名をかりて、給付八割の一元化をうたっておりますが、それに対する財源のな説明は何らなされず、それは財政当局の了解もないものであり、まさに画餅で、今回の改革の位置づけを一部の要望に抗し切れずに、後からつけた理屈づけであることを暴露しているにすぎないのであります。

なお、修正案についても、一部評価できる面もあり、基本的には給付率の問題の議論が何ら反映されておらず、最初にも申し上げましたが、議論はまだ十分尽くされているとは言えないのであります。以上、国民が等しく現代医学の恩恵を受け得る

ような医療保険制度の確立の方向と逆行する修正案並びに原案には絶対反対を表明し、反対の討論を終わります。

○佐々木満君 私は、自由民主党、自由国民会議を代表して、ただいま議題となっております健康保険法等の一部を改正する法律案及びこれに對して自由民主党、自由国民会議が提出した修正案につきまして、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意を表するものであります。

我が国の平均寿命は男子七十四・二〇歳、女子七十九・七八歳となっており、国民の健康水準は逐年向上していると思ひます。これにはいろいろの原因があると思ひますが、その間にあって医療保険制度の果たしてきた役割は、何人もこれを否定できないと思ひます。

医療費は、保険料、国庫負担、そして受診時の負担という形で、いずれにせよ国民が負担するものであります。近年の医療費の伸びと今後の本格的な高齢化社会を考えると、国民医療費の総額が将来国民の負担能力の限界を超えるおそれがあることが心配されております。また、現行の医療保険制度には、給付の面でいろいろの格差があり

ます。これは、それぞれの制度の発足の経緯とその後の歩みから見てやむを得なかったと思ひますが、しかし、今後の人生八十年時代を展望するとき、その格差は速やかに是正するべきものと思ひるのであります。

政府原案は、このような要請にこたえて、医療費の適正化を図るとともに、制度間、本人家族間、さらには世代間における給付と負担の公平化へ向かつての第一歩であり、その意味において高く評価できるものであります。

さらに、次の諸点について所要の修正が行われますならば、内容の一層の改善が図られるものと考えます。

第一に、高額療養費制度について、医療費負担の家計に及ぼす影響を考慮して、その支給要件等を政令で定めることとする旨を法文上明記することであり

第二に、高額療養費制度により償還されるまでの間の高額な医療費支払いに備えて、保険者による融資の道を開くことであり

このほか、傷病手当金の額が障害年金の額を上回る場合には、その差額を傷病手当金として支給すること、任意継続被保険者の保険料支払いについて前納を認めることとする、五人未満事業所等について昭和六十六年度以降段階的に健康保険の適用を拡大することとするものであります。

以上の修正は、本委員会審議を通じて最善の努力を尽くした上での結果であり、これによってさらに本法案の目的の達成と円滑な実施に資するものと考えらるものであります。

以上述べましたように、健康保険法等の一部を改正する法律案並びに自由民主党、自由国民会議提出の修正案は、二十一世紀に備え、医療保険制度の確固たる基盤づくりを図るものであり、私どもはこの修正案及び修正部分を除く原案に賛意を表するものであります。

以上をもって私の討論を終わります。

○中西珠子君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、健康保険法等の一部を改正する法律案原案並びに修正案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。

我が国の医療と医療技術の目覚ましい発展は、科学技術の長足の進歩と医療関係者の不断の努力によることは申すまでもありませんが、特に健康保険制度が果たしてきた役割は、特筆大書すべきと言えましよう。昭和二年以来の健保十割給付の大原則は、社会保障制度の根幹をなしてきたものであり、今回の改正案は、その根幹を揺るがす大変革である以上、あらゆる角度から慎重に、もつと時間をかけて審議するべきものと思ひるのであります。

今日、人口の急速な高齢化、就業構造の変化、労働態様の多様化などによってもたらされた疾病構造の変化など、健康保険制度を取り巻く環境は極めて厳しいものがあり、現行制度のまま今後水

統的に対応できるものとは考えられません。とは

いえ、今回の改正案は、国民の生活と健康をいかにして守るかを考慮することなく、あくまで財政的見地から医療関係予算をどう削減するかという視点から提案された歳出削減案であることは明らかであり、反対せざるを得ません。

まず第一に、被保険者本人一割負担、近い将来に二割負担の導入は、受診の抑制につながり、疾病の早期発見と早期治療を妨げ、予防医学の見地からまことに憂慮されるところであります。ILOは、その「二十一世紀に向けての社会保障の発展」と題する専門家会議の報告書において、二十一世紀に向けて、今まず第一に必要なのは予防医学の見地からの医療保険の見直しであると勧告しています。これは早急に実施すべきものと考えます。

第二に、厚生省の説明のように、改正案が国民に医療費のコスト意識を持たせることを意図しているのであれば、医療費通知制度、医療費の領収書発行などの方法により、その目的は十分に達成できるはずであります。

第三に指摘しなければならないのは、現行制度の制度間における給付格差であります。給付格差の是正は、本来低い給付の方を高い給付の方へ引き上げるべきものであります。国保の七割給付の引き上げを行わず、退職者医療制度の創設を口実に国保財政から大幅な国庫補助の削減を行うことは重大な問題であります。退職者医療制度の創設自体に異論はありませんが、取りやすいところから取る財源対策の問題があります。国保の加入者は比較的所得者や高齢者など有病率の高い階層が多く、社会保障制度としての所得再分配機能を發揮させるには国保の給付の引き上げをまず行うべきであります。

第四点として、医療の供給と診療報酬の支払いについての問題を指摘します。現在の出来高払い方式は医療の供給や医学の進歩発展に寄与する反面、一部に、いわゆる薬づけ、検査づけ等の過剰濃厚診療とか不正請求を生ずる欠陥があることも事実であります。したがって、この際、医療費適

正化対策を一層強化するとともに、国民の医療に対する信頼を回復する上からも診療報酬のあり方について検討すべき段階ではないかと思ひます。しかし、この点に関する政府の取り組みは、非常に不十分と言わざるを得ません。

第五に、厚生大臣は、この法案は二十一世紀を目指す医療保険制度の改革と言われましたが、我が国の将来の医療のあるべき姿、そしてこれを支える保険制度のあり方に関して、まず具体的な構想と年次計画を明らかにすべきであります。

以上、反対の理由を述べましたが、今回の健保改正案は、国民の健康と命を守り、国民の福祉の向上を図るものといひがたく、財政再建の名のもとに、国民の医療の切り捨て、福祉の切り捨てを行おうとするものであり、断じて賛成できません。

また、修正案についても、給付の引き下げに関する最も重要な論議が反映されておらず反対であります。

それゆゑに、法律案原案並びに修正案に対し反対を表明いたします。私の討論を終えます。

○山中都子君 私は、日本共産党を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案及び修正案に反対の討論を行います。

まず私は、本法案に対して一千万を超える反対の署名が寄せられ、過半数以上の地方自治体が反対決議を上げているにもかかわらず、そうした広範な国民の声を踏みにじって本法案を国会会期を大幅に延長してまでしやにむに成立させようとする中曾根内閣と自民党の反国民的姿勢を強く糾弾するものであります。

また私は、この四日未明という異常な時刻に本法案の採決が行われようとしていることに強く抗議の意思を表明するものであります。すなわち、圧倒的多数の国民が強く反対し、廃案を要求している悪法だからこそともと会期中に議了に至らなかったのに、七十七日間の大延長時間という暴挙を行い、本院でも私の質疑要求時間の二割程度しか保障されず、なお会期が残っているにもかかわ

らず審議不十分のまま強引に議了採決に持ち込もうとしているからです。これは国民の本院に対する期待を裏切るものであり、断じて容認できるものではありません。重ねて強く抗議の意思を表明するものであります。

言うまでもなく健康保険制度は、戦時中の一時を除いて五十数年間、本人十割給付を大原則としてきたものであり、本法案の一割、二割自己負担の導入は制度の根本的大改悪であり、これまでの社会保障の歴史に一大汚点をしる暴挙と言わなければなりません。

本法案の本質は、軍備拡大、大企業奉仕の臨調路線に基づいて、医療費の国庫負担を大幅に削減してそのツケを患者と国民に押しつけようとするものであります。これが反対の第一の理由であります。

第二の反対の理由は、健康保険本人の十割給付を切り崩し、一割、二割の自己負担を導入しようとする点であります。本法案の本則は二割負担であり、当面一割負担とはいえ、六十一年四月以降二割負担の危険性は依然として消えるものではありません。その一割負担にしても、負担増となる割合は、入院患者はほとんど一〇〇%、外来でも七六・九%に上り、一家の働き手である健保本人に相当の自己負担が強いられ、賃上げ抑制のもとで苦しさが増している家計に打撃を与えることは必至であります。私の質疑の中でも明らかにしたところであり、これらの負担は所得の程度にかかわらず、基本は定率の負担であり、低所得者、弱者ほど深刻な打撃をこうむるもので、まさに暮らしと命と健康にゆゆしき影響を与える重大な改悪であります。

反対理由の第三は、国庫補助なしの退職者医療制度の創設を理由に、国保に対する国庫補助を大幅に削減したことであり、それだけでなく市町村における国民健康保険の財政は逼迫してきており、年々保険料も上がり、納入率低下の自治体もふえている状態で、この上に国庫補助削減がなされるなら、必ずや新たな保険料の引き上げ、国

保財政運営が困難に直面することは火を見るよりも明らかであります。

第四に、特定療養費制度導入の問題であります。このことは、特定承認医療保険機関での高度医療部分の患者の負担が強まり、一般病院での特別治療を認めることで患者の負担能力の違いによって医療内容に差別を招くことになりかねません。国民の支払い能力によって医療内容に差を生ぜしめることは、憲法の理念にも抵触する重大問題であります。

第五に、保険医療機関に対する監査、再指定の条件の強化の問題であり、これは萎縮診療、医療内容の規制にもつながり、国民が十分な医療を受けられなくなるおそれなしと断言できません。

以上、我が党が本法案に断固反対する主な理由であります。

なお、修正案についてありますが、その内容は本法案の改悪事項の本質をいささかも改めるものでなく認めがたいものであることを表明し、私の反対討論を終わります。

○柄谷道一君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっており健康保険法等の一部を改正する法律案について、修正案並びに修正部分を除く原案に対し、反対の討論を行うものであります。

私が反対する第一の理由は、今回の改正案が政府の画一的マイナスイメージのつじつま合わせのために、被保険者本人の負担増、受診率の抑制、国庫負担の削減という方策をとろうとするものであり、財政対策のみにこだわって、医療保険本来の趣旨に照らした改正案ではないということであり、

すなわち、総理の諮問機関である社会保障制度審議会は、再三にわたって、財政対策のみを追う政府の姿勢を厳しく批判し、医療保険の前提諸問題の改革を断行しなければ、医療保険の財政破局と社会保障制度の均衡ある発展を阻害する結果になると重大な警告を発し、同じ立場をとる社会保障審議会とともに、昭和四十五年と四十六年の二

回にわたって健康管理体制の充実と包括医療の実現、医療供給体制の体系的整備等を中心とする具体的改革案を提示し、これらについて長期構想の策定を行い、年次計画を立てて実行に移すことを求めたのであります。しかるに、自來十二年間、政府はこれにこたえる万全の努力を払うことなく、今日安易に被用者保険本人の定率負担を導入しようとしており、本案はその怠慢と無策を国民の負担に振りかえるものにはなりません。

また、政府は本年四月末、我が党の強い要求によって医療保障改革の中長期ビジョンを示しましたが、それは問題を羅列したにとどまり、これを實現するためのタイムスケジュールは何ら示されず、単なる論文に終わっているものであります。

医療保険制度の基盤とも言うべき国民が期待する諸課題について、具体的改革ビジョンも示さず、国民にのみ負担をかけようとする本案は、到底容認できるものではありません。

第二の理由は、自民党の修正案が本質的な修正ではないということであり、前提諸問題の改革を同時並行的に実行することなく、加えて昭和五十六年度以降政管健保の財政が健全化の方向に向かっている中で、昭和二年の制度発足以来今日まで維持されてきた本人給付率を引き下げる必要はないという基本的立場をとるものであります。

が、衆議院で既に議了されているという現実も踏まえ、改善の策として、本文に明定されている八割給付を削除すべきであると修正を要求してまいりました。九割給付を高額療養費制度の抜本的改善を前提として時限的に実施する場合も、本来的給付率のあり方については、一割負担後の受診率の動向と国民の健康確保に与えた影響、医療保険制度の前提諸条件の整備状況、医療費や保険財政の推移、保険外負担の改善状況、給付率は画一的でなく入院をより重視すべしとする公的審議会答申との関連、各種保険制度一元化と給付と負担の公平確保等々について、広範かつ慎重な検討を行い、国民合意の形成に努めつつ決定されるべきで

あります。自民党修正案は、高額療養費制度の改善、高額医療費融資制度の創設と予防給付の充実、傷病手当金と障害年金の併給、任意継続被保険者の保険料前納制、五人未満事業所等の適用拡大、分娩費等現金給付等の改善を内容とし、これらは我々の要求に沿うものとして高く評価するものであります。自民党推薦の参考人、公述人すら肯定した我々の八割給付削減という主張が認められない以上、これに賛同することはできません。

第三は、退職者医療制度の創設に当たって我々の修正要求を認めず、国庫負担の導入を見送ったことであります。政府案は、退職者医療制度の創設に当たって国庫負担の導入を見送り、その財源を各種保険制度の拠出金の中に依存し、国の責任を棚上げしました。まさにこそくな提案であり、これまで我が党が提起した制度とは似て非なるものであって、国庫負担なしの制度創設は認めるわけにはいかないものであります。

私は最後に、制度間格差の是正など医療保険制度の早急な抜本改正の實現、予防からリハビリテーションに至る一貫した包括医療制度の確立、差額ベッド料や付添看護料といった保険外負担の解消とともに、僻地医療の改善、救急医療の改革、保健婦やリハビリテーションなど医療従事者の養成、医療供給体制の整備、医療機関の機能の分化、ナースングホームなど中間施設の整備、医療機関と諸福祉施設との有機的連携など、いづれも、どこでも、だれもが最良の医療を受けられる体制の確立と、あわせて医薬分業の推進、診療報酬の適正化、不正請求や過剰請求の解消などについて政府が全力を尽くして取り組むことを強く求めて、私の討論を終わります。

○委員長(石本茂君) 以上で討論は終局いたしました。これより健康保険法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、佐々木君提出の修正案を問題に供します。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂君) 多数と認められます。よって、佐々木君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂君) 多数と認められます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、佐々木君から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木君。

○佐々木君 私は、ただいま可決されました健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずべきである。

一、国民健康保険の運営については、退職者医療制度の創設に伴う国庫補助の引下げ及び国庫補助基準の変更により安定的な事業運営が損なわれることのないよう配慮すること。

また、退職者医療制度の運営に当たっては、被用者保険の負担が過重とならないよう適切な配慮を行うとともに、市町村において国民健康保険事業の運営について一層の経営努力を行うこと。

二、日雇労働者の健康保険については、政府管掌健康保険の健全な運営に支障をきたすことのないよう適切な配慮をするとともに、日雇労働者の就労の特性に配慮しつつ、一般の被保険者との均衡に欠けることのないよう留意

すること。

三、特定療養費制度の運用に当たっては、自由診療の大幅な拡大や保険診療の後退をもたらすことのないよう細心の配慮をもって運用し、高度医療についても、適正な保険医療の確保を図るとともに差額ベッド等のみみられる不当な保険外負担の解消を図ること。

四、月をまたがる入院に係る高額療養費の支給については、月越合算処理が行われるよう、関係者間の協議を進め、その実施を図ること。

五、分娩費及び埋葬料の最低保障額については、実勢費用を勘案し、早急にその引上げを図ること。

六、診療報酬については、技術重視の診療報酬体系を確立し、その合理化を図ること。また、家庭医の特性に応じた診療報酬について検討すること。なお、乳幼児の医療について、その特性に応じた配慮を行うこと。

七、薬価基準の適正化、医療機関に対する指導監査の徹底、医療費通知の充実等の医療費適正化対策を積極的推進することにより、不適切な医療を排除し、医療費及び医療内容の適正化を図ること。

八、本人定率一部負担の導入に伴う保険請求事務の簡素化等医療機関の事務負担の軽減を図るとともに、窓口における混乱を防止するよう特段の配慮をすること。

九、診療報酬支払基金等におけるレセプト処理のコンピュータ化の推進等、支払審査事務全般にわたる合理化を推進すること。

十、医薬分業については、その基盤づくりに努め、モデル地区による試行など具体的推進を図ること。

十一、成人病の予防その他国民のライフサイクルに応じた健康づくり対策の積極的推進を図るため、保健所及び市町村の保健活動の強化に努めること。

十二、へき地等における医療従事者及び医療施

設の確保に努めるとともに、家庭医の標ぼうを認める等プライマリ・ケアについてはその制度化を含めた充実を図り、地域の実情に即した医療供給体制の体系的整備を推進すること。

十三、医師、歯科医師、薬剤師及びその他の医療従事者については、今後の医療需要の動向等を踏まえて、養成確保対策を見直すこととし、適正な水準を確保すること。

十四、医療機関における健全かつ安定的な経営の確保のため、経営基盤及びその環境の条件整備に努めるとし、医療経営が業価差益に依存することのないよう関連制度の改善に努めること。

十五、政府管掌健康保険の運営について行政努力に一層配慮するとともに、必要な人員及び予算の確保に努めること。

右決議する。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(石本茂吉) ただいま佐々木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石本茂吉) 多数と認めます。よって、佐々木君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡部厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡部厚生大臣。

○国務大臣(渡部恒三君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(石本茂吉) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石本茂吉) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前一時七分散会

〔参照〕

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

健康保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第十一条第一項及び第三項の改正規定並びに第十一条第二項の改正規定中「第七十九条ノ七」を「第七十九条ノ八」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十三条第二号中「国」を「前号ニ掲グルモノノ外国」に、「事務所」を「事業所」に改め、「五人以上」を削る。

第一条のうち第二十一条第一号にただし書を加える改正規定のうち同号ただし書中「該当スルトキハ」を規定スル者ニ在リテハに改める。

第一条のうち第二十一条第一号の次に一号を加える改正規定のうち第一号ノ二中「此ノ限ニ在ラズ」を「其ノ二ノ年ヲ経過シタルトキ」に改める。

第一条のうち第二十三条及び第二十三条ノ二第一項の改正規定を次のように改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 保険者ハ健康教育、健康相談、健康診査、被保険者及其ノ被扶養者(以下本条及次条第一項ニ於テ被保険者等ト称ス)ノ療養ノ為ニ必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ健康ノ保持増進若ハ被保険者等ノ疾病若ハ負傷ノ療養ノ為ニ必要ナル施設ヲ為シ又ハ此等ニ必要ナル費用ノ支出ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ二第一項中「被保険者及被扶養者」を「被保険者等」に改める。

第一条のうち第四十四条ノ三を改正し、同条を第四十四条ノ四とする改正規定を次のように改める。

第四十四条ノ三を削る。

第一条のうち第五十六条第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五十七条ノ三を削る。

第五十八条に次の二項を加える。

傷病手当金ノ支給ヲ受ケベキ者ガ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)ニ依ル障害年金ノ支給ヲ受ケルコトヲ得ベキトキハ傷病手当金ハ之ヲ支給セズ但シ其ノ受ケルコトヲ得ベキ障害年金ノ額ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ傷病手当金ノ額(前項但書ノ場合ニ於テハ同項但書ニ規定スル受ケルコトヲ得ベキ報酬ノ額ト同項但書ニ規定スル差額トノ合算額)ヨリ小ナルトキハ其ノ差額(其ノ差額ガ同項但書ニ規定スル差額ヨリ大ナルトキハ同項但書ニ規定スル差額)ヲ支給ス

傷病手当金ノ支給ヲ受ケベキ者ガ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ厚生年金保険法ニ依ル障害年金ノ支給ヲ受ケルコトヲ得ベキトキハ当該障害年金ノ支給ヲ受ケル日ヨリ其ノ者ガ其ノ日以後傷病手当金ノ支給ヲ受ケルコトヲ得ベキ場合ニ於テハ同項但書ニ規定スル受ケルコトヲ得ベキ報酬ノ額ト同項但書ニ規定スル差額トノ合算額)ノ合計額ガ当該障害年金ノ額ニ達スルニ至リタル日ニ於テ当該合計額ガ当該障害年金ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ差額(其ノ差額ガ同項但書ニ規定スル差額ヨリ大ナルトキハ同項但書ニ規定スル差額)ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九条第一項中「前条ニ」を「前条第一項ニ」に、「前条但書」を「前条第一項但書」に改める。

第一条のうち第五十九条ノ二ノ二第一項及び第二項の改正規定並びに第五十九条ノ四第二項の改正規定を次のように改める。

第五十九条ノ二ノ二を削る。

第五十九条ノ四第二項中「育児手当金」を「配偶者育児手当金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条ノ四ノ二 療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養ニ要シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費、療養費若ハ家族療養費トシテ支給セラレタル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ノ給付又ハ其ノ特定療養費、療養費若ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ療養ニ必要ナル費用ノ負担ノ家計ニ与フル影響ヲ考慮シテ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一条のうち第六十六条第一項の改正規定中「配偶者育児手当金」の下に「第五十六条第二項」を「第五十六条第三項」に「を」を加える。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定中第六十九条の二十八を次のように改める。

(高額療養費)

第六十九条の二十八 日雇特例被保険に係る療養の給付について支払われた一部負担金の額又は日雇特例被保険者若しくはその被扶養者の療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費、療養費、家族療養費若しくは特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額が著しく高額であつたときは、その療養の給付又はその特定療養費、療養費、家族療養費若しくは特別療養費の支給を受けた日雇特例被保険者に対し、高額療養費を支給する。

二項の改正規定並びに第五十九条ノ四第二項の改正規定を次のように改める。

第五十九条ノ二ノ二を削る。

第五十九条ノ四第二項中「育児手当金」を「配偶者育児手当金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条ノ四ノ二 療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養ニ要シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費、療養費若ハ家族療養費トシテ支給セラレタル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ノ給付又ハ其ノ特定療養費、療養費若ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ療養ニ必要ナル費用ノ負担ノ家計ニ与フル影響ヲ考慮シテ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一条のうち第六十六条第一項の改正規定中「配偶者育児手当金」の下に「第五十六条第二項」を「第五十六条第三項」に「を」を加える。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定中第六十九条の二十八を次のように改める。

(高額療養費)

第六十九条の二十八 日雇特例被保険に係る療養の給付について支払われた一部負担金の額又は日雇特例被保険者若しくはその被扶養者の療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費、療養費、家族療養費若しくは特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額が著しく高額であつたときは、その療養の給付又はその特定療養費、療養費、家族療養費若しくは特別療養費の支給を受けた日雇特例被保険者に対し、高額療養費を支給する。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第六十九条の三十一の表中第四十四条ノ四第三項の項及び第五十七条ノ三の項を削り、第五十九条ノ二第三項から第五項までの項の次に次

第五十九条ノ四ノ二第二項

第一条のうち第七十条の改正規定中「第七十九条ノ八」を「第七十九条ノ九」に改める。

第一条のうち、第七十条ノ三第二項の改正規定
中「第七十九条ノ七」を「第七十九条ノ八」に、「

「並ニ」の下に「特定療養費、療養費」を加えを
『加え、「高額療養費、家族療養費、家族高額療養費、
費」を「特定療養費、療養費、家族療養費、高額療
養費」に改め、同条の次に一条を加える改
正規定のうち第七十条ノ四第一項中「高額療養費、
家族療養費、家族高額療養費」を「家族療養費、
高額療養費」に、「第七十九条ノ六第二項」を「第
七十九条ノ七第二項」に改める。

第一条のうち第七十一条第一項の改正規定及び第七十一条ノ四第二項の改正規定中「第七十九条ノ八」を「第七十九条ノ九」に改める。

第一条のうち第五章中第七十九条ノ二を第七十九
九条ノ七とし、同条の次に七条を加える改正規定のう
ち「第七十九条ノ七」を「第七十九条ノ八」に改め、
同改正規定のうち、第七十九条ノ十四中「第七十
九条ノ八」を「第七十九条ノ九」に改め、同条を第
七十九條ノ十五とし、第七十九条ノ十三中「第七
十九條ノ八」を「第七十九條ノ九」に改め、同条を
第七十九條ノ十四とし、第七十九條ノ十二を第七
十九條ノ十三とし、第七十九條ノ十一中「第七十
九條ノ九」を「第七十九條ノ十」に改め、同条を第七
十九條ノ十二とし、第七十九條ノ十を第七十九條
ノ十一とし、第七十九條ノ九を第七十九條ノ十と
し、第七十九條ノ八中「第七十九條ノ十」を「第七
十九條ノ十一」に改め、同条を第七十九條ノ九と
する。

第一条のうち第七十九条の次に五条を加える改
正規定中「五条」を「六条」に改め、同改正規定のう
ち、第七十九条ノ六を第七十九条ノ七とし、第七
十九条ノ五を第七十九条ノ六とし、第七十九条ノ
四第一項中「第七十九条ノ六」を「第七十九条ノ七」

高額療養費の支給

に改め、同条を第七十九条ノ五とし、第七十九条ノ三を第七十九条ノ四とし、第七十九条ノ二第二項中「経ルベシ」を「経ベシ」に改め、同条を第七十九条ノ三とし、同条の前に次の一条を加える。

第七十九條ノ二 第二十条ノ規定ニ依ル被保險者ハ將來ノ一定期間ノ保險料ヲ前納スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ前納スベキ額ハ当該期間ノ各月ノ保險料ノ額ヨリ政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額トス

第一項ノ規定ニ依リ前納セラレタル保險料ニ付テハ前納ニ係ル期間ノ各月ノ初日ガ到来シ

タルトキニ夫々其ノ月ノ保険料ガ納入セラレタルモノト看做ス
前三項ニ定ムルモノノ外保険料ノ前納ノ手續、前納セラレタル保険料ノ還付其ノ他保険料ノ前納ニ付必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一条のうち第八十七条に一号を加える改正規定のうち第五号中「第七十九条ノ四第二項」を「第七十九条ノ五第一項」に、「第七十九条ノ六第一項」を「第七十九条ノ七第一項」に改める。

第一条のうち第八十八条ノ二の次に三条を加える改正規定のうち第八十八条ノ二ノ三中「第七十九条ノ四第三項」を「第七十九条ノ五第三項」に改め、第八十八条ノ二ノ四中「第七十九条ノ六第三項」を「第七十九条ノ七第三項」に改める。

第一条のうち、附則第三条第一項の改正規定中「第七十九条、第七十九条ノ四、第七十九条ノ五第一項及第七十九条ノ七」を「第七十九条ノ二、第七十九条ノ五、第七十九条ノ六第一項及第七十九条ノ八」に改め、同条に一項を加える改正規定中「第七十九条ノ八第一項、第七十九条ノ十及第七十九条ノ十一」を「第七十九条ノ九第一項、第七十九条ノ十一及第七十九条ノ十二」に改める。

第一条のうち附則第五条第一項の改正規定中「第七十九条及第七十九条ノ七」を「第七十九条ノ二及第七十九条ノ八」に改める。

第一条のうち附則第六条の改正規定中「第七十九条ノ七」を「第七十九条ノ八」に改める。

第一条のうち附則に二条を加える改正規定のうち附則第九条第六項中「第一号ノ二」を「第一号但書、第一号ノ二」に改め、「第二十一条ノ二」の

下に「第二十七条」を、「第五十五条第二項」の下に「(第五十五条ノ二第二項(傷病手当金ニ係ル場合ヲ除ク)、第五十七条第二項及第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を、「第七十九条第一項」の下に「(第七十九条ノ二)を加え、(第二十一条第一号)を(第二十一条第一号本文)に改める。

第二条のうち第五条第一項の改正規定中「特定療養費、」を」の下に「加え、「高額療養費、家族療養費、家族高額療養費」を」「家族療養費、高額療養費」に改め」を加える。

第二條のうち第十九條ノ四第一号にたゞし書を加える改正規定のうち同号たゞし書中「該当スルトキハ」を「規定スル者ニ在リテハ」に改める。

第二條のうち第十九條ノ四第一號の次に一號を加える改正規定のうち第一號ノ二中「此ノ限ニ在ラズ」を「其ノ一年ヲ経過シタルトキ」に改める。

「**払フコトヲ得**」を「**支払フモノトス**」に改め、同条を第二十九条ノ四とする。

第二條中第二十九條ノ二ノ第二項及び第二項を改め、同條を第二十九條ノ四とする改正規定を次のように改める。

第二十九条ノ一二を削る。
第二条のうち第二十九条の改正規定中「本条」を「以下本条」に改める。

第二条中第三十条第二項第二号の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十条ノ二を次のように改める。

第三十条ノ二 傷病手当金ノ支給ヲ受クベキ者

ガ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾
病ニ因ル障害ニ付障害年金ノ支給ヲ受クルコ
トヲ得ベキトキハ傷病手当金ハ之ヲ支給セズ
但シ其ノ受クルコトヲ得ベキ障害年金ノ額ニ
付命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ傷病
手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給
ス

傷病手当金ノ支給ヲ受クベキ者ガ同一ノ疾病
又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害
ニ付障害手当金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベキ
トキハ当該障害手当金ノ支給ヲ受クル日ヨリ
其ノ者ガ其ノ日以後傷病手当金ノ支給ヲ受ク
ルトスル場合ノ当該傷病手当金ノ額ノ合計額
ガ当該障害手当金ノ額ニ達スルニ至ル日迄ノ
間傷病手当金ハ之ヲ支給セズ但シ当該合計額
ガ当該障害手当金ノ額ニ達スルニ至リタル日
ニ於テ当該合計額ガ当該障害手当金ノ額ヲ超
ユルトキハ其ノ差額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二条のうち第三十一条ノ三第一項及び第二項

養費、療養費若ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス
高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ療養ニ必要ナル費用ノ負担ノ家計ニ与フル影響ヲ考慮シテ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条のうち第五十六条ノ三の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五十七条ノ二第一項中「政府ハ」の下に「健康教育、健康相談、健康診査若ハ被保険者、被保険者タリシ者若ハ被扶養者ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付若ハ」を加え、「又ハ」を「若ハ」に、「次条ノ規定ニ依ル給付ヲ為スノ外必要ナル施設」を「必要ナル施設（次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為シ又ハ此等ニ必要ナル費用ノ支出」に改める。

第二条のうち第五十八条第一項の改正規定及び第五十九条第六項の改正規定中「特定療養費」を「高額療養費、家族療養費、家族療養費」に改め、「高額療養費」を「家族療養費、高額療養費」に改めを加える。

第一条のうち第六十条第一項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十二条ノ三第一項中「第二十條」を「第十九条ノ三又ハ第二十條」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改める。

第三条のうち第八條の次に一條を加える改正規定のうち第八條の二第二項第二号中「事情にある者」を「事情にあるもの」に改める。

第三条のうち第四十五條第五項の次に二項を加える改正規定のうち第六項中「指定する者」を「指定するもの」に改める。

第三条のうち第五十四條第四項の改正規定中「第五十三條第二項」を「前条第二項」に改める。

第三条のうち第五十七條の二第一項の改正規定中「加える」を「加え、同条第二項中「事項は」の下に、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して」を加えるに改める。

第三条のうち第七十六條の改正規定中「第七十

九条ノ十四」を「第七十九条ノ十五」に改める。

第三条のうち第五章中第八十一條の次に二節を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第八十二条第一項を次のように改める。
保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な施設、保険給付のために必要な施設、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な施設をすることができ

第三条のうち附則に五項を加える改正規定のうち附則第八項第一号及び第九項第一号中「高額療養費、家族療養費及び家族高額療養費」を「家族療養費及び高額療養費」に改める。

第四条のうち第十三条第二項の改正規定中「第十三条第二項中」の下に「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に、」を加える。

附則第一条中「第五十九條の次に一條を加える改正規定の下に、同法第五十九條ノ二の改正規定」を、「第六十條の改正規定（年金保険料率に係る部分に限る）」の下に、同法附則第十二項及び第十三項の改正規定を加え、「附則第八條から第十一條まで」を「附則第九條から第十二條まで」に、「附則第四十五條」を「附則第四十六條」に、「附則第四十七條」を「附則第四十八條」に、「附則第四十九條」を「附則第五十條」に改め、「同年十月一日から」の下に、第一条中健康保険法第十三条第二号の改正規定及び附則第三条の規定は昭和六十一年四月一日から」を加え、「附則第六十條」を「附則第六十一條」に改める。

附則第六十三條を附則第六十四條とし、附則第五十七條から第六十二條までを一條ずつ繰り下げ

附則第五十六條のうち第七百三條の四第五項の改正規定中「改め」を「に、こえる」を「超える」に改め、附則第五十六條を附則第五十七條とする。

附則第五十五條を附則第五十六條とし、附則第五十一條から第五十四條までを一條ずつ繰り下げ

る。

附則第五十條のうち、第二十二條第一項の改正規定中「第一項中」の下に「学生」の下に「（次項において本人という）」を加え、同条第二項の改正規定中「第二項中」の下に「前項」を「第一項」に、」を加え、「改める」を「改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える」に改め、同改正規定に次のように加え、附則第五十條を附則第五十一條とする。

2 前項の規定による高額療養費の支給は、本人が受けた療養に係るものとして政令で定めるものについて行う。
附則第四十九條中第二十五條第一項の改正規定を次のように改める。

第二十五條第一項中「第六十六條第七項」を「第六十六條第八項」に改め、「第六百二十六條の五」の下に、「附則第十二條」を加え、同項の表第六十六條第二項の次に次のように加える。

第六十六條 大蔵省令 文部省令
第五項

附則第四十九條中第二十五條の二第一項の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第二十六條第六號を同条第七號とし、同条第二號から同条第五號までを一號ずつ繰り下げ、同条第一號中「保健」を削り、同號を同条第二號とし、同號の前に次の一號を加える。

一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
第二十九條第三項中「第二十六條第四號」を「第二十六條第五號」に改める。

附則第四十九條中第四十六條の改正規定の次に次の改正規定を加え、附則第四十九條を附則第五十條とする。

附則第二十一項中「第五十七條ノ三」中「厚生年金保険法ニ依ル障害年金又ハ障害手当金」とあるのは、「私立学校教職員共済組合法ニ依ル障害年金又ハ障害一時金」を「第五十八條第二項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）ニ依ル障害年金」とあるのは「私立学校教職員共済組合法ニ依ル障害年金」と、同条第三項中「厚生年金保険法ニ依ル障害手当金」とあるのは「私立学校教職員共済組合法ニ依ル障害一時金」と、当該障害手当金」とあるのは「当該障害一時金」に、「同条」を「これら」に、「同項」を「前項」に、「障害年金又ハ障害一時金」とあるのは、「厚生年金保険法による障害年金又ハ障害手当金」を「障害年金」とあるのは「厚生年金保険法による障害年金」と、同条第六項中「障害一時金」とあるのは「厚生年金保険法による障害手当金」に改める。

附則第四十八條第一項中「地方公務員等共済組合法」の下に「（以下この条において「改正後の法」という。）」を加え、「附則第三條第一項」を「附則第四條第一項」に改め、同条第二項中「附則第三條第一項」を「附則第四條第一項」に、「改正後の地方公務員等共済組合法」を「改正後の法」に改め、同条に次の二項を加え、同条を附則第四十九條とする。

3 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費又は家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

4 改正後の法第六十八條第五項及び第六項の規定は、傷病手当金を受けるべき者であつて、同一の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣について施行日以後に障害年金又は障害一時金の支給を受けることができることとなつたものについて適用する。

附則第四十七條のうち第五十三條の改正規定中「加える」を「加え、同条第一號の二を削り、同条第二號の二を次のように改める」に改め、同改正規定に次のように加える。

二の二 高額療養費

附則第四十七條のうち第五十七條の次に一條を

加える改正規定のうち第五十七条の二第四項中「同項第三号」を「第三号」に改める。

附則第四十七条のうち第五十八条第一項の改正規定中「この項を」以下この項に改める。

附則第四十七条中第五十八条の二の改正規定を次のように改める。

第五十八条の二を削る。

附則第四十七条のうち第五十九条第六項の改正規定中「及び第五項」の下に「並びに第五十八条」を、「及び第七項」の下に「並びに前条」を加える。

附則第四十七条中第六十二條の二の改正規定を次のように改める。

第六十二條の二を次のように改める。

(高額療養費)

第六十二條の二 療養の給付につき支払われた第五十七條第二項若しくは第六項に規定する一部負担金の額又は療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費、療養費若しくは家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその特定療養費、療養費若しくは家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

附則第四十七条中第六十七條の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十八條第五項を次のように改める。

5 傷病手当金は、同一の傷病について障害年金の支給を受けることとなつたとき以後は、支給しない。ただし、その支給を受けることができない障害年金の額を基準として自治省令で定めるところにより算定した額が、当該障害年金の支給を受けることとなつたとき以後においても傷病手当金の支給を受けるとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額

より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該自治省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

第六十八條第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 傷病手当金は、同一の傷病について障害一時金の支給を受けることとなつたときは、当該障害一時金の支給を受けることとなつた日からその日以降において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該障害一時金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害一時金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害一時金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害一時金の額を控除した額については、この限りでない。

附則第四十七条中第八十六條第二項並びに第九十二條第一項及び第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第九十二條第一項第一号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

附則第四十七条のうち第百三十六條第一項及び第二項の改正規定並びに第百三十九條の改正規定中第二十九條ノ五を「第二十九條ノ四」に改める。

附則第四十七条のうち第百四十四條の二第二項の改正規定中「拠出金」を加え、同条第五項中「事項」の下に「並びに任意継続掛金の前納の手続、前納された任意継続掛金の還付その他任意継続掛金の前納に關し必要な事項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号の改正規定中「該当するとき」を「規定する者」に改め、同条の次に一号を加える改正規定のうち第一号の二中「ときを除く」を「ときは、その二年を経過したときとする」に改める。

附則第四十七条のうち第百四十四條の二第四項

第四号の改正規定中「改める」を「改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

3 任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を前納することができる。この場合において、前納すべき額は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定める額を控除した額とする。

附則第四十七条のうち第百四十四條の三第二項の改正規定中「第八十六條第二項」を「第八十六條第二項の項」に改める。

附則第四十七条のうち附則第十八條を附則第十七條とし、同条の次に一條を加える改正規定中附則第十八條に見出しとして「(特例退職組合員に対する短期給付等)」を付し、同改正規定のうち同条第七項中「同条第三項並びに第四項第一号」を「同条第三項、第四項並びに第五項第一号」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に、「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、「経過した」の下に「とき(次号に規定する者を除く)」を、「至つた」の下に「とき」を加え、附則第四十七條を附則第四十八條とする。

附則第四十六條第一項中「国家公務員等共済組合法」の下に「(以下この条において「改正後の法」という。)」を加え、「附則第三條第一項」を「附則第四條第一項」に改め、同条第三項中「附則第三條第一項」を「附則第四條第一項」に、「改正後の国家公務員等共済組合法」を「改正後の法」に改め、同条に次の二項を加え、同条を附則第四十七條とする。

3 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の国家公務員等共済組合法の規定による高額療養費又は家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

4 改正後の法第六十六條第五項及び第六項の規定は、傷病手当金を受けるべき者であつて、同一の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣

について施行日以後に障害年金又は障害一時金の支給を受けることができることとなつたものについて適用する。

附則第四十五條のうち第五十一條の改正規定中「加える」を加え、同条第一号の二を削り、同条第二号の二を次のように改める」に改め、同改正規定に次のように加える。

二の二 高額療養費

附則第四十五條中第五十六條の二の改正規定を次のように改める。

第五十六條の二を削る。

附則第四十五條のうち第五十七條第六項の改正規定中「及び第五項」の下に「並びに第五十六條」を、「及び第七項」の下に「並びに前条」を加える。

附則第四十五條のうち第六十條第一項の改正規定中「高額療養費若しくは家族療養費」を「家族療養費若しくは高額療養費」に改める。

附則第四十五條中第六十條の二の改正規定を次のように改める。

第六十條の二を次のように改める。

(高額療養費)

第六十條の二 療養の給付につき支払われた第五十五條第二項若しくは第六項に規定する一部負担金の額又は療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費、療養費若しくは家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその特定療養費、療養費若しくは家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

附則第四十五條中第六十五條の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十六條第五項を次のように改める。

5 傷病手当金は、同一の傷病について障害年金の支給を受けることとなつたとき以後は、

支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害年金の額を基準として大蔵省令で定めるところにより算定した額が、当該障害年金の支給を受けることとなつたとき以後においても傷病手当金の支給を受けることとならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該大蔵省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

第六十六條第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 傷病手当金は、同一の傷病について障害一時金の支給を受けることとなつたときは、当該障害一時金の支給を受けることとなつた日からその日以降において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該障害一時金の額に達するに至るまでの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害一時金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害一時金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害一時金の額を控除した額については、この限りでない。

附則第四十五條中第八十一條第二項並びに第八十七條第一項及び第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第九十八條第七項を同条第八項とし、同条第二号から同条第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「保健、」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

附則第四十五條のうち第百二十條及び第百二十三條の改正規定中「第二十九條ノ五」を「第二十九條ノ四」に改める。

附則第四十五條のうち第百二十六條の五第二項の改正規定中「拠出金」を加えの下に「同条第五項中「事項」の下に「並びに任意継続掛金の前納の

手続、前納された任意継続掛金の還付その他任意継続掛金の前納に關し必要な事項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号の改正規定中「該當するとき」を「規定する者」に改め、同号の次に一号を加える改正規定のうち第一号の二中「ときを除く」を「ときは、その二年を経過したときとする」に改める。

附則第四十五條のうち第百二十六條の五第四項第四号の改正規定中「改める」を「改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

3 任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を前納することができる。この場合において、前納すべき額は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定める額を控除した額とする。

附則第四十五條のうち附則第十二條の改正規定中同条に見出しとして「(特例退職組合員に対する短期給付等)」を付し、同改正規定のうち同条第七項中「同条第三項並びに第四項第一号」を「同条第三項、第四項並びに第五項第一号」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に、「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、「経過した」の下に「とき(次号に規定する者を除く)」を、「至つた」の下に「とき」を加え、附則第四十五條を附則第四十六條とする。

附則第四十四條を附則第四十五條とし、附則第四十三條を附則第四十四條とし、附則第四十二條を附則第四十三條とする。

附則第四十一條第一項及び第三項中「附則第二十四條」を「附則第二十五條」に改め、同条を附則第四十二條とする。

附則第四十條を附則第四十一條とし、附則第三十九條を附則第四十條とし、附則第三十八條を附則第三十九條とする。

附則第三十七條中「第七十九條ノ四第二項」を「第七十九條ノ五第二項」に改め、同条を附則第三十八條とする。

附則第三十六條を附則第三十七條とし、附則第三十五條を附則第三十六條とする。

附則第三十四條のうち第二條第一項第四号の改正規定のうち同号中「第七十九條ノ四第一項」を「第七十九條ノ五第一項」に改める。

附則第三十四條のうち第二條第二項の改正規定中「第七十九條ノ四第二項」を「第七十九條ノ五第二項」に改める。

附則第三十四條を附則第三十五條とし、附則第三十三條を附則第三十四條とする。

附則第三十二條第三項中「附則第十九條第二項」を「附則第二十條第二項」に、「附則第二十二條、第二十三條及び第二十六條」を「附則第二十三條、第二十四條及び第二十七條」に改め、同条を附則第三十三條とする。

附則第三十一條のうち第十八條ノ八第三項の次に一項を加える改正規定中「附則第三十二條第五項」を「附則第三十三條第五項」に、「附則第三十一條」を「附則第三十二條」に改め、附則第三十一條を附則第三十二條とする。

附則第三十條を附則第三十一條とし、附則第二十九條を附則第三十條とする。

附則第二十八條中「又は家族高額療養費」を削り、同条を附則第二十九條とする。

附則第二十七條を附則第二十八條とし、附則第二十六條から附則第二十六條までを一號ずつ繰り下げる。

附則第十九條第二項中「附則第二十八條」を「附則第二十九條」に改め、同条を附則第二十條とする。

附則第十八條を附則第十九條とし、附則第十五條から附則第十七條までを一號ずつ繰り下げる。

附則第十四條に次の二項を加え、同条を附則第十五條とする。

2 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る旧船保法の規定による高額療養費又は家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3 新船保法第三十條ノ二の規定は、船員保険法

の規定による傷病手当金の支給を受けるべき者であつて、同一の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について船員保険法の規定による障害年金又は障害手当金の支給を受けることができることとなつた日が施行日以後であるものについて適用する。

附則第十三條中附則第三條第一項を「附則第四條第一項」に改め、同条を附則第十四條とする。

附則第十二條第二項中「附則第三條第一項」を「附則第四條第一項」に改め、同条を附則第十三條とする。

附則第十一條を附則第十二條とし、附則第十條を附則第十一條とする。

附則第九條第三項中「附則第九條第一項」を「附則第十條第一項」に改め、同条を附則第十條とする。

附則第八條を附則第九條とする。

附則第七條中「第七十九條ノ十」を「第七十九條ノ十一」に改め、同条を附則第八條とする。

附則第六條中「第七十九條ノ二及び第七十九條ノ三」を「第七十九條ノ三及び第七十九條ノ四」に改め、同条を附則第七條とする。

附則第五條に次の二項を加え、同条を附則第六條とする。

2 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るこの法律による改正前の健康保険法の規定による高額療養費又は家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3 新船保法第五十八條第二項及び第三項の規定(これらの規定を新船保法第六十九條の三十一において準用する場合を含む)は、健康保険法の規定による傷病手当金を受けるべき者であつて、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病について厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による障害年金又は障害手当金の支給を受けることができることとなつた日が施行日以後であるものについて適用する。

附則第四條を附則第五條とし、附則第三條を附

則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

第三条 新健保法第十三条第二号に掲げる事業所に使用される者であつて、常時五人以上の従業員を使用する事業所以外の事業所に使用されるものについては、同条（同法第十四条、第二十六条から第十八条まで、第二十条第一項、第二十一条、第三十一条、第五十五条第二項（第五十五条ノ二第二項、第五十七条第二項及び第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）及び第六十九条の七において適用する場合を含む。）の規定は、昭和六十四年三月三十一日までの間は、政令で定めるところにより、段階的に適用するものとする。

この修正の結果必要となる経費は、昭和五十九年度において約一億円の見込みである。

八月三日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、パート労働法（短時間労働者保護法案）の早期制定促進に関する請願（第九三三八号）
- 一、医療保険の大改悪反対に関する請願（第九三三九号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第九三四〇号）（第九三四一号）（第九三四二号）（第九三四三号）（第九三四四号）（第九三四五号）（第九三四六号）（第九三四七号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第九三四八号）（第九三四九号）（第九三五〇号）（第九三五一号）（第九三五二号）（第九三五三号）（第九三五四号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第九三五五号）（第九三五六号）（第九三五七号）（第九三五八号）（第九三五九号）（第九三六〇号）（第九三六一号）（第九三六二号）（第九三六三号）（第九三六四号）（第九三六五号）（第九三六六号）（第九三六七号）（第九三六八号）（第九三六九号）（第九三七〇号）（第九三七一号）（第九三七二号）

四号）

- 一、医療保険抜本改悪反対に関する請願（第九三六五号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第九三六六号）（第九三六七号）（第九三六八号）（第九三六九号）（第九三七〇号）（第九三七一号）（第九三七二号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第九三七三号）（第九三七四号）（第九三七五号）（第九三七六号）（第九三七七号）
- 一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願（第九三八号）
- 一、労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第九三九号）
- 一、心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願（第九三八〇号）
- 一、健康保険制度の改善に関する請願（第九四二〇号）
- 一、食品添加物の規制緩和反対等に関する請願（第九四四六号）
- 一、医療保険の大改悪反対に関する請願（第九四四七号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第九四四八号）（第九四四九号）（第九四五〇号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第九四五一号）（第九四五二号）（第九四五三号）
- 一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願（第九四五四号）
- 一、健康保険制度の改悪反対等に関する請願（第九四五五号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第九四五六号）
- 一、健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願（第九四五七号）
- 一、心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願（第九四五八号）

願（第九四五八号）

- 一、医療保険制度の改革に関する請願（第九四六〇号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第九四六九号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第九四七〇号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第九四八八号）（第九四八九号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第九四九〇号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第九四九一号）（第九四九二号）（第九四九三号）（第九四九四号）
- 一、健康保険制度の改悪反対等に関する請願（第九四九五号）
- 一、てんかんの総合対策に関する請願（第九四九六号）
- 一、心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願（第九四九七号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第九五〇七号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第九五〇八号）
- 一、健保改悪反対に関する請願（第九五一〇号）
- 一、厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願（第九五一一号）
- 一、医療保険抜本改悪反対に関する請願（第九五一二号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第九五一三）（第九五一四号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第九五一五号）（第九五一六号）（第九五一七号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第九五一八号）（第九五一九号）（第九五二〇号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第九五五四号）（第九五五五号）

一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第九五五六号）

- 一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願（第九五五七号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第九五五八号）（第九五五九号）（第九五六〇号）（第九五六一号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第九五六二号）（第九五六三号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第九五六四号）（第九五六五号）（第九五六六号）
- 一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願（第九五六七号）
- 一、てんかんの総合対策に関する請願（第九五六八号）
- 一、心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願（第九五六九号）
- 一、てんかんの総合対策に関する請願（第九五九六号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第九六一〇号）（第九六一一号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第九六一二号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第九六一三号）（第九六一四号）
- 一、労基法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第九六一五号）
- 一、食品添加物の規制緩和反対等に関する請願（第九六一六号）
- 一、医療保険制度の改善に関する請願（第九六一七号）（第九六一八号）（第九六一九号）（第九六二〇号）（第九六二一号）（第九六二二号）（第九六二三号）
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（第九六二四号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第九六二五号）

一、健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願(第九六二六号)

一、心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願(第九六二七号)

一、医療保険の大改悪反対に関する請願(第九六五四号)

一、医療保険制度の改善に関する請願(第九六五五号)(第九六五六号)(第九六五七号)(第九六五八号)(第九六五九号)(第九六六〇号)

一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第九六六一号)(第九六六二号)(第九六六三号)

一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願(第九六六四号)

一、保育料の大幅引下げ等に関する請願(第九六六五号)(第九六六六号)

一、国民年金制度の改善に関する請願(第九六六七号)

一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第九六六八号)(第九六六九号)

一、医療保険制度の改善に関する請願(第九六七〇号)(第九六七一号)

一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第九六七二号)(第九六七三号)

一、医療保険制度の改善に関する請願(第九六八八号)(第九六八九号)(第九七〇三号)(第九七〇四号)

一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第九七〇五号)

一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第九七〇六号)

一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願(第九七〇七号)(第九七〇八号)(第九七〇九号)(第九七一〇号)(第九七一一号)(第九七一二号)(第九七一三号)(第九七一四号)(第九七一五号)

一、医療保険抜本改悪反対に関する請願(第九七一六号)

一、医療保険の大改悪反対に関する請願(第九七二七号)

一、医療保険制度の改善に関する請願(第九七一八号)(第九七一九号)(第九七二〇号)(第九七二二号)(第九七二三号)(第九七二四号)

一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願(第九七二五号)(第九七二六号)

一、保育料の大幅引下げ等に関する請願(第九七二七号)

一、医療制度の充実に関する請願(第九七二八号)(第九七二九号)

一、国民年金制度の改善に関する請願(第九七三〇号)

一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第九七三一号)(第九七三二号)(第九七三三号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第九七三四号)

一、労基法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第九七三五号)(第九七三六号)

一、心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願(第九七三七号)

一、医療保険制度の改善に関する請願(第九七六五号)(第九七六六号)(第九七六七号)

一、国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願(第九七六八号)

一、医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第九七六九号)

一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第九七七〇号)

一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願(第九七七一号)

一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願(第九七七二号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第九七七四号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第九七七五号)

一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第九七七六号)

一、旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願(第九七七七号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第九七七八号)

一、福祉手当増額支給に関する請願(第九七七九号)

一、年金の官民格差是正に関する請願(第九七八〇号)

一、福祉年金の所得制限廃止に関する請願(第九七八一号)

一、労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願(第九七八二号)

一、在宅重度障害者の介護料に関する請願(第九七八三号)

一、重度障害者の終身保護所設置に関する請願(第九七八四号)

一、労災重度被災者の終身保護所設置に関する請願(第九七八五号)

一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願(第九七八六号)

一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願(第九七八七号)

一、労災年金スライド制度改善に関する請願(第九七八八号)

一、重度障害者に対する健康保険法改善に関する請願(第九七八九号)

一、労災重度被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第九七九〇号)

一、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願(第九七九一号)

一、重度障害者に対する国・公立病院改善に関する請願(第九七九二号)

一、脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第九七九三三三)

一、重度障害者の労災被災者介護料に関する請願(第九七九四号)

一、車いす身障者雇用に関する請願(第九七九五号)

一、労災年金の給付改善に関する請願(第九七九六号)

一、重度障害者の無年金者救済に関する請願(第九七九七号)

一、食品添加物の規制緩和反対等に関する請願(第九七八一八号)

一、医療保険抜本改悪反対に関する請願(第九七八一九号)

一、医療保険制度の改善に関する請願(第九八二〇号)(第九八二一号)(第九八二二号)(第九八二三号)(第九八二四号)(第九八二五号)(第九八二六号)

一、労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に関する請願(第九八二七号)

一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第九八二八号)(第九八二九号)

一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願(第九八三〇号)

一、保育料の大幅引下げ等に関する請願(第九八三一号)

一、国民年金制度の改善に関する請願(第九八三二号)

一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第九八三三三三)

一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願(第九八三四号)

一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願(第九八三五号)(第九八三六号)

一、健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願(第九八三七七号)

一、心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願(第九八三八号)

一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願(第九八三九号)

- する請願(第九八三九号)(第九八四〇号)
- 一、男女雇用機会均等法案反対に関する請願(第九八四一号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第九八四二号)
- 一、医療保険制度の改善に関する請願(第九八六二号)(第九八六三号)(第九八六四号)(第九八六五号)
- 一、国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願(第九八六六号)
- 一、医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第九八六七号)
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第九八六八号)(第九八六九号)
- 一、年金・医療の抜本改悪反対に関する請願(第九八七〇号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第九八七一号)(第九八七二号)(第九八七三号)
- 一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願(第九八七四号)(第九八七五号)(第九八七六号)(第九八七七号)(第九八七八号)(第九八七九号)
- 一、医療保険制度の改善に関する請願(第九八八〇号)(第九八八一号)(第九八八二号)(第九八八三号)(第九八八四号)
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第九八八五号)(第九八八六号)(第九八八七号)(第九八八八号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第九八八九号)
- 一、健康保険制度の改善に関する請願(第九八九〇号)
- 一、医療保険制度の改善に関する請願(第九九二八号)(第九九二九号)
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第九九三〇号)
- 一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願(第九九三二号)
- 一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働者関係法律の整備等に関する法律案に関する請願(第九九三三三号)
- 一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願(第九九三三三号)(第九九三三四号)(第九九三三五号)(第九九三三六号)(第九九三七七号)
- 一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願(第九九三三九号)
- 一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願(第九九三三九号)
- 一、食品添加物の規制緩和反対等に関する請願(第九九三七五号)
- 一、医療保険制度の改善に関する請願(第九九七六号)(第九九七七号)(第九九七八号)
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第九九七九号)(第九九八〇号)
- 一、労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第九九八一号)(第九九八二号)(第九九八三三号)
- 一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働者関係法律の整備等に関する法律案に関する請願(第九九八四四号)
- 一、健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願(第一〇〇四四号)
- 一、児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願(第一〇〇七三三号)
- 一、医療保険制度の改善に関する請願(第一〇〇七四四号)(第一〇〇七五五号)(第一〇〇七六六号)
- 一、年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(第一〇〇七七七号)(第一〇〇七八八号)(第一〇〇七九九号)(第一〇〇八〇〇号)(第一〇〇八〇一號)(第一〇〇八〇二號)(第一〇〇八〇三號)(第一〇〇八〇四號)(第一〇〇八〇五號)(第一〇〇八〇六號)
- 一、医療・年金・雇用保険の抜本改悪反対、充実改善に関する請願(第一〇〇八七七号)(第一〇〇八八八号)
- 一、医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願(第一〇〇八九九号)(第一〇〇九〇〇号)
- 一、保育料の大幅引下げ等に関する請願(第一〇〇九一一号)(第一〇〇九一二号)
- 一、労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第一〇〇九三三号)(第一〇〇九三四号)(第一〇〇九三五号)(第一〇〇九三六号)(第一〇〇九三七号)(第一〇〇九三八号)
- 一、医療制度の充実にに関する請願(第一〇〇九三九号)
- 一、国民年金制度の改善に関する請願(第一〇〇九四〇号)
- 一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働者関係法律の整備等に関する法律案に関する請願(第一〇〇九四一號)(第一〇〇九四二號)(第一〇〇九四三號)(第一〇〇九四四號)(第一〇〇九四五號)(第一〇〇九四六號)(第一〇〇九四七號)(第一〇〇九四八號)
- 一、医療制度の充実にに関する請願(第一〇〇九四九号)
- 一、雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願(第一〇〇九五〇号)(第一〇〇九五一号)(第一〇〇九五二號)(第一〇〇九五三號)(第一〇〇九五四號)(第一〇〇九五五號)(第一〇〇九五六號)(第一〇〇九五七號)(第一〇〇九五八號)(第一〇〇九五九號)(第一〇〇九六〇号)(第一〇〇九六一号)
- 一、食品添加物の規制緩和反対等に関する請願(第一〇〇九六二号)

第九三四〇号 昭和五十九年七月二十日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 宮城県伊具郡丸森町大内南平一三

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三四一号 昭和五十九年七月二十日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 宮城県柴田郡柴田町中央一ノ五ノ

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三四二号 昭和五十九年七月二十日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 秋田市山王二ノ八ノ一七 伊藤政

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三四三号 昭和五十九年七月二十日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都立川市富士見町二ノ九ノ一

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三四四号 昭和五十九年七月二十日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市東九番丁一三七 奈

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三四五号 昭和五十九年七月二十日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 宮城県志田郡三本木町新沼諏訪六

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三四六号 昭和五十九年七月二十日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 宮城県伊具郡丸森町内六ノ五

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三四七号 昭和五十九年七月二十日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市堤通南宮町四ノ三三

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三四八号 昭和五十九年七月二十日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關する請願
請願者 千葉県君津郡袖ヶ浦町久保田二、

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三四九号 昭和五十九年七月二十日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關する請願
請願者 岩手県盛岡市西青山二ノ二五

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三五〇号 昭和五十九年七月二十日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關する請願
請願者 東京都新宿区原町二ノ五二 藤本

請願者 熊本市島崎六ノ二ノ七 友田素

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三五一号 昭和五十九年七月二十日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關する請願
請願者 東京都練馬区高野台一ノ七ノ一

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三五二号 昭和五十九年七月二十日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關する請願(二通)
請願者 東京都世田谷区八幡山三ノ三七ノ

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三五三号 昭和五十九年七月二十日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關する請願(二通)
請願者 横浜市港北区日吉四ノ二〇ノ二

紹介議員 佐藤榮美子 外七十三名
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三五四号 昭和五十九年七月二十日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關する請願
請願者 東京都新宿区原町二ノ五二 藤本

紹介議員 和男 外四十九名
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三五五号 昭和五十九年七月二十日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 広島県沼津郡沼津町常石一六 曾

紹介議員 我正伸 外四百九十九名
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九三五六号 昭和五十九年七月二十日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 山梨県甲府市北口一ノ六ノ二二

紹介議員 向井淳 外四百九十九名
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九三五七号 昭和五十九年七月二十日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 兵庫県赤穂郡上郡町山野里九二二

紹介議員 平井和美 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九三五八号 昭和五十九年七月二十日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 静岡県浜松市馬郡町三、一九八

紹介議員 村松富枝 外四千四百九十九名
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九三五九号 昭和五十九年七月二十日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(十通)
請願者 千葉県佐原市佐原イノ六九〇 武

紹介議員 田妙子 外四千八百五十九名
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九三六〇号 昭和五十九年七月二十日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 千葉県佐原市佐原イノ六九〇 武

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九三六〇号 昭和五十九年七月二十日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 佐賀市本庄町本庄八六〇ノ一〇

古賀一菊 外二千四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九三六一号 昭和五十九年七月二十日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 茨城県筑波郡筑波町筑波九七六

安田多賀子 外九百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九三六二号 昭和五十九年七月二十日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 愛知県豊田市田町鎌切一八

加納功 外二千四百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九三六三号 昭和五十九年七月二十日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 福井県勝山市鹿谷町保田九七〇ノ一

二ノ一 島田勝身 外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九三六四号 昭和五十九年七月二十日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 東京都国分寺市光町二ノ一五ノ二

翠美莊三 塚原明弘 外九百九十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九三六五号 昭和五十九年七月二十日受理

医療保険法改悪に反対に関する請願

請願者 新潟県白根市上下諏訪木七七〇ノ

一白根保健生活協同組合理事長

広野茂 外八百二十五名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第九三六六号 昭和五十九年七月二十日受理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 宮城県名取市関上七ノ二ノ一六

前我政一 外四十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三六七号 昭和五十九年七月二十日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都足立区西新井五ノ四ノ一

五 大野隆造 外百一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三六八号 昭和五十九年七月二十日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 川崎市高津区北見方四二〇ノ一四

齊藤喜一 外六名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三六九号 昭和五十九年七月二十日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市沢田二ノ八 大森

友次 外三十五名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三七〇号 昭和五十九年七月二十日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市立町一四ノ一四六

澤茂子 外三十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三七一号 昭和五十九年七月二十日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都足立区江北三ノ四六ノ一一

金子博 外九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三七二号 昭和五十九年七月二十日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都豊島区上池袋四ノ四二ノ三

広瀬三郎

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九三七三号 昭和五十九年七月二十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 埼玉県所沢市北野七二六 近藤米

吉 外四十名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三七四号 昭和五十九年七月二十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西下台町一ノ五 小

田島喜蔵 外七十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三七五号 昭和五十九年七月二十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都東村山市恩多町一ノ二五ノ

二四 沼田浩 外四十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三七六号 昭和五十九年七月二十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区八幡山二ノ二ノ六

角来義典 外五十四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三七七号 昭和五十九年七月二十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市加賀野四ノ七ノ一

佐々木長次郎 外七十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九三七八号 昭和五十九年七月二十日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願

請願者 横浜市西区宮ヶ谷二五 三ツ沢ハ

イタウ三三二〇八 山田昌子

外六十名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第六八三八号と同じである。

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 宮城県伊具郡丸森町田町南四〇ノ

三 岡崎正男 外三十六名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九四七〇号 昭和五十九年七月二十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 東京都豊島区上池袋四ノ一五ノ一

二 神野和久 外九十二名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九四八八号 昭和五十九年七月二十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区粕谷三ノ二四ノ二

五 松浦恒蔵 外四十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九四八九号 昭和五十九年七月二十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市北山二ノ一ノ一〇

高橋一夫 外五十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九四九〇号 昭和五十九年七月二十一日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都練馬区春日町五ノ七ノ九

望月秋江 外百四十名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九四九一〇号 昭和五十九年七月二十一日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の

制定に関する請願

請願者 沖縄県那覇市高良一二 高良嘉彦

外二千四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九四九二二号 昭和五十九年七月二十一日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 千葉県東津市東太田三ノ五ノ九

原田洋子 外九百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九四九三三〇号 昭和五十九年七月二十一日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町江井島五〇

三 植田昌 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九四九四四〇号 昭和五十九年七月二十一日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 福井県鯖江市紀町三八ノ三〇 赤

松倭子 外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九四九五五〇号 昭和五十九年七月二十一日受理

健康保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中村区日比津町四ノ六ノ

一四 清水一夫 外七十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第七三九一〇号と同じである。

第九四九六六〇号 昭和五十九年七月二十一日受理

健康保険制度の改悪に関する請願

てんかんの総合対策に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡相知町 佐伯薫

外二千四百六十六名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第八九九三三〇号と同じである。

第九四九七七〇号 昭和五十九年七月二十一日受理

心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願

請願者 東京都板橋区新河岸二ノ一〇ノ一

二ノ四〇二 嶋田秀夫 外千四十

名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第九二五七号と同じである。

第九五〇七〇号 昭和五十九年七月二十一日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都調布市多摩川三ノ五五ノ二

三井博蔵 外九十七名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九五〇八〇号 昭和五十九年七月二十一日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市三ツ割一ノ一ノ一

千葉和男 外百二十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九五一〇〇号 昭和五十九年七月二十三日受理

健康保険改悪反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市三番町八ノ一〇ノ二

自治労愛媛県本部内 大澤博明

外二千六百七十五名

紹介議員 吉川 春子君

国民の七・九人に一人がなんらかの病気で健康を害しており、医療保障は生活の安定にとって欠か

せないものである。ところが政府は、健康保険制

度の基本である被保険者本人十割給付を、今年七月から九割へ、昭和六十一年度からは八割へ切り下げようとしている。これは、戦争中に健康保険改悪を行った東条内閣でさえできなかった暴挙である。更に、差額ベッドの拡大や一定水準以上の診断、治療に対して全額自己負担になる医療標準の導入、国民健康保険への国庫補助の切下げなど患者負担の増大をすすめている。また、軍備拡大、大企業率仕の第二次臨時行政調査会の行政改革のもとで、国民の暮らしはますます苦しくなっている。ついでには、こうした健康保険制度の改悪に反対し、軍事費を削つて、暮らしと福祉、医療などの充実をすすめるため、政府管掌健康保険及び組合管掌健康保険、共済組合などの本人十割給付の引下げを行わないようにされたい。また、国民健康保険の国庫補助の削減をやめるとともに、老人医療の無料化を復活されたい。

第九五一一〇号 昭和五十九年七月二十三日受理

厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 千葉市幸町二ノ一三ノ一九ノ五〇

九 森井幹夫 外千五百五十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第九五一二〇号 昭和五十九年七月二十三日受理

医療保険抜本改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県草加市柳島町三九八ノ七

塚田五男 外百二十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第九五一三〇号 昭和五十九年七月二十三日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 宮城県多賀城市浮島二ノ二八ノ三

武田利子 外四十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九五一四号 昭和五十九年七月二十三日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 埼玉県蓮田市東六ノ六ノ一八 小
野寺信樹 外十二名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九五一五号 昭和五十九年七月二十三日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願
請願者 岩手県岩手郡滝沢村滝沢野沢六二
ノ一三七 熊谷晃 外八十九名

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九五一六号 昭和五十九年七月二十三日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願
請願者 東京都目黒区目黒本町六ノ二ノ一
五 小池清子 外三十五名

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九五一七号 昭和五十九年七月二十三日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願
請願者 岩手県岩手郡岩手町沼宮内二〇ノ
三二ノ四 上山和広 外七十九名

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九五一八号 昭和五十九年七月二十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願(二通)
請願者 茨城県結城郡八千代町新地七〇九
ノ三 古澤徳子 外九百九十九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九五一九号 昭和五十九年七月二十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願
請願者 静岡県清水市草薙四、〇九二 落
合繁 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九五二〇号 昭和五十九年七月二十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願
請願者 埼玉県草加市松原四ノDノ七ノ二
〇一 大野君枝 外九百八十二
名

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九五二四号 昭和五十九年七月二十三日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 徳島市国府町中七五二ノ二 園木
三郎 外八名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九五五五号 昭和五十九年七月二十三日受理
医療保険制度の改善に関する請願(二通)
請願者 徳島市八万町大坪二八〇ノ一二
石川正子 外百六名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九五五六号 昭和五十九年七月二十三日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願(二通)
請願者 茨城県竜ヶ崎市小通幸谷町五二三

飯野弘美 外三百二十一名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九五五七号 昭和五十九年七月二十三日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に
関する請願
請願者 群馬県桶狭山市堤町三ノ九ノ一八
大西よし子 外三十九名

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九五五八号 昭和五十九年七月二十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願
請願者 福岡県宗像市自由ヶ丘四 加藤英
一 外四千九百九十九名

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九五五九号 昭和五十九年七月二十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願
請願者 山梨県大月市大月町花咲一三 片
田睦子 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九五六〇号 昭和五十九年七月二十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願
請願者 宮城県仙台市川平三ノ一五ノ三
木原義廣 外三千三百四十四名

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九五六一号 昭和五十九年七月二十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願
請願者 宮城県仙台市川平三ノ一五ノ三
木原義廣 外三千三百四十四名

制定に関する請願(三通)

請願者 富山県小矢部市長一二一 長谷川
桂子 外千三百三十九名

第九五六二号 昭和五十九年七月二十三日受理
医療保険制度の改善に関する請願(二通)
請願者 埼玉県所沢市下安松二〇六ノ一四
椿ツル 外六十六名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九五六三号 昭和五十九年七月二十三日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都練馬区土支田一ノ二〇ノ一
六 遠田長四郎 外百十六名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九五六四号 昭和五十九年七月二十三日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願(三通)
請願者 岩手県盛岡市館向町三七 小野峯
二 外二百十三名

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九五六五号 昭和五十九年七月二十三日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願(二通)
請願者 青森県南津軽郡浪岡町大沢前田
九七ノ三 石川幸喜 外七十二名

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九五六六号 昭和五十九年七月二十三日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願(二通)
請願者 茨城県結城郡八千代町新地七〇九
ノ三 古澤徳子 外九百九十九名

する請願(二通)

請願者 東京都世田谷区代沢五ノ七ノ一八
大沢庄Bノ一ノ一 菅原ひとみ
外四十一名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九五六七号 昭和五十九年七月二十三日受理
医療保険の技術改善に反対し、その充実改善に関する請願
請願者 群馬県桐生市境野町一ノ一、一三
四 船田紀子 外五十五名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九五六八号 昭和五十九年七月二十三日受理
てんかんの総合対策に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市松風台一三ノ二
七 赤地弘子 外二十三十九名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第八九九三号と同じである。

第九五六九号 昭和五十九年七月二十三日受理
心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願
請願者 岐阜県多治見市平野町四ノ八一ノ
二四 吉田研二 外千八百七十六
名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九二五七号と同じである。

第九五九六号 昭和五十九年七月二十三日受理
てんかんの総合対策に関する請願
請願者 岩手県盛岡市東山一ノ一七ノ一ノ
一〇四 沢目亮 外二千四百四十四
名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第八九九三号と同じである。

第九六一〇号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 岡山県総社市総社二ノ三ノ三五
難波保夫 外四十四名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六一一号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 京都市西京区川島東代町一六 川
那辺正男 外千八百三十名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六二二号 昭和五十九年七月二十四日受理
年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に
する請願
請願者 東京都世田谷区北沢五ノ二一ノ一
一 野口裕美子 外三十四名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九六一三三号 昭和五十九年七月二十四日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願(二通)

請願者 千葉県木更津市祇園三ノ一三ノ一
四 吉田春蔵 外九百九十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九六一四四号 昭和五十九年七月二十四日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願
請願者 静岡県磐田市鮫島一、三四三ノ一
石川百合子 外四百九十九名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九六一五号 昭和五十九年七月二十四日受理
労基法改悪に反対、実効ある男女雇用平等法の制
定に関する請願
請願者 愛知県幡豆郡一色町松木島西友四
七 伴百合子 外二千四百九十九
名
紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第九〇一三三号と同じである。

第九六一六号 昭和五十九年七月二十四日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願
請願者 東京都多摩市東寺方六二六ノ二ノ
一五〇二 村元克寛 外二名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九六一七号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都保谷市東町四ノ一ノ一七
米沢紀一郎
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六一八号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都品川区旗の台四ノ二二ノ一
七 井村貞市
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六一九号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都小金井市緑町五ノ一九ノ一
四 山本林蔵
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六二〇号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区成城三ノ二一ノ二
棚沢保夫
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六二二二号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都練馬区関町南四ノ二三ノ七
田中淳市
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六二二三号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都足立区西新井五ノ四六ノ二
河野行博
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六二四号 昭和五十九年七月二十四日受理
年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に
する請願
請願者 熊本市池田一ノ一五ノ六二 竹下
玲子 外八十名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九六二五号 昭和五十九年七月二十四日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願
請願者 熊本市池田一ノ一五ノ六二 竹下
玲子 外八十名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

請願者 宮城県仙台市青山一ノ八ノ一八
花輪公雄 外五千九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九六二六号 昭和五十九年七月二十四日受理
健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願
請願者 大阪市西淀川区野里一ノ二五ノ一
石塚星江 外百十名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第九一一四号と同じである。

第九六二七号 昭和五十九年七月二十四日受理
心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願
請願者 兵庫県加古川市平岡町新在家九〇
二ノ一二三 吉川賢龍 外千五十
一名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第九二五七号と同じである。

第九六五四号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険の大改悪反対に関する請願
請願者 滋賀県大津市松本二ノ四ノ三七
高槻碩夫 外二百十六名
紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第七三二一号と同じである。

第九六五五号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願(十一通)
請願者 東京都町田市金井町二、一三四
斉藤二郎 外三百九十名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六五六号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願(三通)
請願者 岐阜市室津町二ノ八 渡辺幸太郎

外二名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六五七号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 徳島市川内町上別宮南七〇 伊藤
昌美 外七名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六五八号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都小金井市本町五ノ三八ノ五
中川守 外二十七名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六五九号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都新宿区余丁町一〇九 杉山
大作
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六六〇号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都港区三田二ノ二ノ八 山
口利広
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六六一号 昭和五十九年七月二十四日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願
請願者 埼玉県越谷市恩間七三二ノ二 原
二郎 外四十七名
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。
第九六六二号 昭和五十九年七月二十四日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願
請願者 横浜市緑区市ケ尾町一、一五一ノ
五〇一 星野真 外三十七名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九六六三号 昭和五十九年七月二十四日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願
請願者 横浜市戸塚区中田町二、七二一ノ
三ノ二二 池部多枝子 外百三十
九名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九六六四号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険の技術改悪に反対し、その充実改善に
関する請願
請願者 群馬県前橋市箱田町一、五九七ノ
一 長井イネ子 外四百八十九名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九六六五号 昭和五十九年七月二十四日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願
請願者 東京都墨田区墨田三ノ四〇ノ一五
堀口梅子 外九百九十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第九六六六号 昭和五十九年七月二十四日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願
請願者 静岡県与一右衛門新田二ノ五 静岡
県立厚生保育専門学校内 田村佐

起子 外四百二十四名
紹介議員 美濃部亮吉君
この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第九六六七号 昭和五十九年七月二十四日受理
国民年金制度の改善に関する請願
請願者 大阪府堺市宮園町八田莊団地七ノ
三ノ三一〇 森口寿夫 外千八百
五十三名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第八六六一号と同じである。

第九六六八号 昭和五十九年七月二十四日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願
請願者 広島県佐伯郡廿日市町平良一ノ五
ノ二五 藤本渡志愛 外四百九十
九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九六六九号 昭和五十九年七月二十四日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願(五通)
請願者 滋賀県大津市国分一ノ一一ノ二三
中山明恵 外二千二百八十一名
紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九六七〇号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願(三通)
請願者 千葉県佐倉市弥勒町二三四 小出
常治 外二百五十二名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六七一号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 栃木県日光市相生町一九七 小又

紹介議員 照夫 外六十四名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九六七二号 昭和五十九年七月二十四日受理
年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 東京都足立区関原三ノ四四ノ九

紹介議員 矢部淳子 外百八名

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九六七三号 昭和五十九年七月二十四日受理
年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 川崎市多摩区南生田五ノ二ノ四

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九六八九号 昭和五十九年七月二十四日受理
医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都目黒区碑文谷一ノ一九ノ二

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九七〇三三号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都昭島市昭和町三ノ一三ノ一

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九七〇四四号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都江戸川区松本町三五四 大

友ノリ子 外十一名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九七〇五五号 昭和五十九年七月二十五日受理
年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 東京都調布市菊野台一ノ二六ノ三

紹介議員 三野辺地ツル 外三百十二名

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九七〇六六号 昭和五十九年七月二十五日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 千葉県旭市西足洗六一六ノ一五

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七八八三号と同じである。

第九七〇七七号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用場の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 大阪府門真市常盤町八ノ三 石川

紹介議員 三治 重信君

政府は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働者関係法律の整備等に関する法律案(以下男女雇用機会均等法案という)を五月十四日、第百一回国会に提出した。しかしこの法律案は、政府が昭和六十一年の批准を公約している国連の婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の主旨に照らしても不十分であり、しかも婦人労働者の保護にとつて有害となる内容を含んでいる。現在の我が国の雇用管理や雇用慣行の実態、男女の役割に関する社会通念等を考えれば、雇用の場における男女の機会均等と待遇の平等は、強制力をもつた法律によ

り確保していく以外に方法はない。しかし、法律案は、審議会における使用者側の主張を全面的にとり入れ、募集・採用、昇進・配置並びに教育訓練と福利厚生の一部は企業の努力義務として、雇用管理のステージにおいてもつとも重要な項目を努力義務としたことは、法律の実効性を大きく損なうばかりか、場合によっては労働者に負担を課すことにもなりかねない。例えば、差別が発生した場合、労働者は(一)各企業の苦情処理機関に自主的な解決をゆだねる(二)そこで解決しなければ都道府県の婦人少年室長に解決の援助を求める(三)ここで使用者が指導や勧告を無視すれば、使用者側の同意をとりつけて都道府県の機会均等調停委員会に調停の申請を行う(四)罰則がないことを盾に使用者が調停案の受諾を拒めば、現在と同様に憲法や民法をよりどころにして裁判所に訴え、判決による救済を求めるといった膨大な時間と労力を費やさなければならぬことになる。一方、労働基準法の女子保護規定の見直しについては、管理職と専門職の時間外・深夜業の規制廃止、第三次・サービス産業の時間外規制の大幅緩和が打ち出されている。しかしこれは、日本が先進工業国のなかでも際だって長時間労働であること、深夜業・長時間労働は婦人の健康に悪影響を与えるのみならず家庭責任をもつ婦人の職場進出をかねて困難にしようとする、等から問題がある。ついで、雇用の場における真の男女平等を実現し、また、母性保障の充実と婦人労働者の権利と雇用の確保を図るため、男女雇用機会均等法案に関し、次の事項について実現を図らねばならない。

四、時間外労働、休日労働の規制見直しについては、労働時間短縮、完全週休二日制の実現、有給休暇の拡大などの措置のほか、保育施設の充実を図るなど、女子の家庭責任を軽減する諸方策をすすめていくこと。
五、人間らしい労働と生活を確保するという観点から、深夜業については業種、職種を問わず現行規制を存続すること。
六、育児休業は、婦人労働者が継続して働くために必要であり、単なる行政指導ではなく、法律によつて制度化すること。

第九七〇八八号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用場の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 栃木市今泉町二ノ八ノ三一 石川

紹介議員 関 嘉彦君

この請願の趣旨は、第九七〇七七号と同じである。

第九七〇九九号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用場の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 岡山市浅川一七八 岡本百合子

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第九七〇七七号と同じである。

第九七一〇一〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用場の場における真の男女平等の実現に関する請願(二通)

請願者 東京都府中市四谷五ノ四一ノ一中

紹介議員 河原素 立松義章 外五千三百五十一名

請願者 抜山 映子君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九七一十一号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市中沢六、六五三
佐藤いさ子 外二千二百二十一名

紹介議員 柳澤 健造君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九七一二号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 福岡市西区香坂団地八二ノ五〇二
堀越謙二 外二千九百九十九名

紹介議員 伊藤 郁男君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九七一三号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 神奈川県相模原市並木二ノ二ノ一
九 高多富男 外千九百八名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九七一四号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 東京都日野市旭が丘一ノ八ノ七
原敏行 外二千五百二十二名

紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九七一五号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 群馬県太田市大島三二ノ一

紹介議員 細川光 外二千七百十七名
藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九七一六号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険技術の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区飯島町飯島団地 山
田英之 外八百四十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九七一七号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険技術の改善に関する請願

請願者 名古屋市東区錦二ノ一〇ノ二六
室裕之 外五千五百九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七三二一号と同じである。

第九七一八号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険技術の改善に関する請願(七通)

請願者 山梨県大月市猿橋町猿橋二二ノ
二 小笠原尚 外四十七名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九七一九号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険技術の改善に関する請願(四通)

請願者 東京都豊島区駒込三ノ一ノ一五
石橋一 外百十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九七二〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険技術の改善に関する請願

請願者 東京都西多摩郡羽村町羽一、八六
三ノ一 市川秀夫

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九七二二号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険技術の改善に関する請願

請願者 東京都新宿区市谷台町六 山辺満
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九七二三号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険技術の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都国分寺市東恋ヶ窪二ノ二六
ノ二 鈴木春江 外五名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九七二四号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険技術の改善に関する請願

請願者 東京都杉並区成田東五ノ四二ノ二
〇 当摩長栄 外二名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九七二五号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険技術の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都足立区西新井五ノ四六ノ二
〇 河野行博 外二名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九七二六号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険技術の改善に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋四ノ八ノ二東
京土建一般労働組合豊島支部内
作田信義 外四百九十八名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九七二六号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険技術の改善に関する請願

請願者 東京都足立区柳原一ノ二二ノ一三
下川彦三郎 外百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九七二七号 昭和五十九年七月二十五日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 東京都墨田区東向島一ノ二八ノ一
二ノ八〇一 塚原光一 外九百九
九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第九七二八号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療制度の充実に関する請願

請願者 名古屋市市中村区大宮町一ノ二五
佐奈田きよ 外七百二十七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第八六六〇号と同じである。

第九七二九号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療制度の充実に関する請願(二通)

請願者 千葉県松戸市八ヶ崎七五四ノ一一
四 藤田芳子 外六百六十六名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第八六六〇号と同じである。

第九七三〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
国民年金制度の改善に関する請願(二通)

請願者 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷六ノ四ノ二
六 鈴木悦子 外六百六十三名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第八六六一号と同じである。

第九七三十一号 昭和五十九年七月二十五日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 山形県東根市東根甲四、一九六ノ三 大場玲子 外八千六百三十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九七三三三号 昭和五十九年七月二十五日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 広島県世羅郡甲山町東上原一、〇六 小林 裕子 外三千四百九十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九七三三三号 昭和五十九年七月二十五日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 大阪府吹田市山田西一ノ二ノAノ四ノ五〇四 関口美知子 外千九百八名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九七三三四号 昭和五十九年七月二十五日受理
てんかんの総合対策に関する請願

請願者 東京都練馬区光が丘一ノ三ノ二三 〇 岡部とし江 外二千一百一名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第八八九三三号と同じである。

第九七三三五号 昭和五十九年七月二十五日受理
労基法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 広島県福山市新涯町ハノ一四ノ一 佐藤千春 外四千三百七十八名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第九〇一三三号と同じである。

第九七三六六号 昭和五十九年七月二十五日受理
労基法改悪反対、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 愛知県豊橋市二川町北裏四五ノ一 朝倉通江 外二千四百九十九名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第九〇一三三号と同じである。

第九七三七七号 昭和五十九年七月二十五日受理
心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願

請願者 京都市上京区新町今出川下ル三六八 藤本幸宏 外五百五十名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第九二五七号と同じである。

第九七六五五号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都葛飾区南水元四ノ七ノ五 三村智恵子 外四十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七八五五号と同じである。

第九七六六六号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願

請願者 徳島市川内町北原二一 遠矢正一 外七名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七八五五号と同じである。

第九七六七七号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願

請願者 名古屋市中村区五反城町四ノ四八 山本勝 外三名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七八五五号と同じである。

第九七六八八号 昭和五十九年七月二十五日受理
国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願

請願者 福岡県宗像市日の里一ノ一〇ノ一 〇二ノ二〇五 平木郁子 外五千七百五十三名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。

第九七六九九号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内三ノ一五ノ一 三 竹内勝男 外一万四千四百七十七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第九七七〇〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(三通)

請願者 埼玉県川口市朝日二ノ一ノ一四 前川勇夫 外六百三十三名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九七七一一号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 群馬県高崎市寺尾町二二八 山岸 勝治 外五十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九七七二二号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 東京都八王子市上野町一四 近藤敦子 外千六百二十四名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第九七〇七七号と同じである。

第九七七四四号 昭和五十九年七月二十五日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第八七五五号と同じである。

第九七七五五号 昭和五十九年七月二十五日受理
労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第八七六六号と同じである。

第九七七六六号 昭和五十九年七月二十五日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第八七七七号と同じである。

第九七七七七号 昭和五十九年七月二十五日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第八七八八号と同じである。

第九七七七八号 昭和五十九年七月二十五日受理
労災年金の最低給付に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第八七九号と同じである。

第九七七九号 昭和五十九年七月二十五日受理
福祉手当増額支給に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八八〇号と同じである。

第九七八〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
年金の官民格差是正に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八八一号と同じである。

第九七八一号 昭和五十九年七月二十五日受理
福祉年金の所得制限廃止に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第九七八二号 昭和五十九年七月二十五日受理
労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八八三号と同じである。

第九七八三号 昭和五十九年七月二十五日受理
在宅重度障害者の介護料に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第九七八四号 昭和五十九年七月二十五日受理

重度障害者の終身保護施設に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八八五号と同じである。

第九七八五号 昭和五十九年七月二十五日受理
労災重度被災者の終身保護施設に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八八六号と同じである。

第九七八六号 昭和五十九年七月二十五日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第九七八七号 昭和五十九年七月二十五日受理
労災重度被災者の暖房費支給に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八八八号と同じである。

第九七八八号 昭和五十九年七月二十五日受理
労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九七八九号 昭和五十九年七月二十五日受理
重度障害者に対する健康保険法改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八九〇号と同じである。

第九八九〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
労災重度被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八九一号と同じである。

第九八九一号 昭和五十九年七月二十五日受理
重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八九二号と同じである。

第九八九二号 昭和五十九年七月二十五日受理
重度障害者に対する国・公立病院改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第九八九三号 昭和五十九年七月二十五日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八九四号と同じである。

第九八九四号 昭和五十九年七月二十五日受理
重度障害者の労災被災者介護料に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八九五号と同じである。

第九九五号 昭和五十九年七月二十五日受理
車いす身障者雇用に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第九九六号 昭和五十九年七月二十五日受理
労災年金の給付改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第九九七号 昭和五十九年七月二十五日受理
重度障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第八〇二号と同じである。

第九八一八号 昭和五十九年七月二十五日受理
食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市小手指町三ノ一〇ノ
八 黒沢利夫 外一名

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九八一九号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険法改正反対に関する請願（二通）

請願者 新潟県白根市白根三、〇七六 大
岡政春 外八百九十五名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第九八二〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都新宿区大久保二ノ三ノ一八
竹内幸子 外十七名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八二二号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都北区浮間二ノ二六ノ一ノ三
〇三 鈴木正明

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八二三号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都武蔵野市八幡町三ノ二ノ二
四 柳沼正晴 外十六名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八二三号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 長野県松本市双葉六ノ一七 岡野
真二

紹介議員 村沢 敬君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八二四号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 宮城県伊具郡丸森町城東一 小野
良亮 外四十六名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八二五号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都品川区旗の台四ノ一二ノ一

七 井村貞市
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八二六号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都練馬区大泉町四ノ一三ノ七
依田義春 外五百十名

紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八二七号 昭和五十九年七月二十五日受理
労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定等に
関する請願
請願者 東京都国分寺市南町三ノ六ノ七
岡田慶子 外二万四千五百名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第九八二八号 昭和五十九年七月二十五日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願
請願者 埼玉県草加市西町三八二 荒井新
三郎 外三十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九八二九号 昭和五十九年七月二十五日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願(二通)
請願者 千葉県君津市浦田六四二 田中勇
外百三十六名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九八三〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に
関する請願
請願者 北九州市八幡西区泉ヶ浦二ノ五ノ
九 寺崎忠男 外千六百九十五名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

請願者 千葉県松戸市殿平賀五六 坂入隆
志 外五百六十四名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九八三一号 昭和五十九年七月二十五日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願
請願者 東京都小平市花小金井南町三ノ一
二ノ六 天野さゆり 外八百八十
五名

紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第九八三二号 昭和五十九年七月二十五日受理
国民年金制度の改善に関する請願(二通)
請願者 広島県呉市西中央五ノ一三ノ二
宮川芳子 外九百五十二名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第八六六一号と同じである。

第九八三三号 昭和五十九年七月二十五日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願
請願者 静岡県磐田郡豊岡村上野部一、六
一六ノ一〇 田中潔 外四百九十
九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九八三四号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請
願
請願者 北九州市八幡西区泉ヶ浦二ノ五ノ
九 寺崎忠男 外千六百九十五名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九八三五号 昭和五十九年七月二十五日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の
確保を促進するための労働関係法律の整備等に
関する法律案に関する請願
請願者 横浜市長区永田北三ノ八ノ二ノ一
〇三 小西美世

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第九八三六号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の
確保を促進するための労働関係法律の整備等に
関する法律案に関する請願
請願者 東京都新宿区荒木町二三中沢ビル
山田満枝

紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第九八三七号 昭和五十九年七月二十五日受理
健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復
活に関する請願
請願者 大阪府西淀川区野里二ノ六ノ二二
名越一馬 外七十五名

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第九一一四号と同じである。

第九八三八号 昭和五十九年七月二十五日受理
心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願
請願者 東京都八王子市新町一ノ六 本木
幸作 外千五百四十五名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第九二五七号と同じである。

第九八三九号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請
願
請願者 福岡県京都郡勝山町黒田 秋永三
雄 外二千九百九十九名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九八四〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
雇用場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 岩手県水沢市三本木一〇ノ二 菊池文子 外二千九百九十九名
紹介議員 小西 博行君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九八四一〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
男女雇用機会均等法反対に関する請願

請願者 名古屋市中千種区豊年町三ノ一八都通団地三ノ六〇二 古居みつ子 外三百三十二名
紹介議員 中山 千夏君

五月十四日、国会に提出された雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案は、多くの女性待ち望んでいた男女雇用平等法と、あまりにもかけ離れたものである。我々が求めているのは、職場の男女平等を実現するための平等法であつて、福祉法とは性格的に異なるものである。職場の男女差別は、基本的人権の侵害であつて、平等法はこれを国家が禁止し、将来的に男女平等を確保していく手段として世界的につくられてきており、日本にも必要なものである。具体的には、募集、採用、配置という、平等を確保するためのものとも基本的な事項がすべて努力義務規定となつていて、罰則のある労働基準法ですら、ほとんど守られていない現実からすると、努力義務規定では空文にも等しい。また、救済機関が調停機関にすぎないという点では、結局、裁判という手段を選ばざるをえなくなる。このように、法律案が平等を確保するための有効な武器になりえないという点のほかに、労働基準法の母性保護規定の緩和を同時に盛り込んでいる点についても問題がある。本来、平等法の制定と、労働基準法の見直しは、切り離して考えるべきものであるが、母性保護規定の緩和が平等の前提であるという法律案の基本精神は誤つたものといわざるをえない。時間外・休日労働制限を緩和し、深夜業禁止の適用除外職種を拡大すれば、女性が働き続けることが困難となり、むしろ男女が平等に働く基盤を崩すばかりでなく、男女とも人間らしく働き生きる権利を一層侵害することになる。このような雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に反対である。ついでに、次のように修正されたい。

一、平等法と労働基準法の改正は切り離し、まず、平等法をさきに制定すること。労働基準法の改悪はしないこと。
二、平等法はすべて罰則付きの強行規定とする。三、救済機関は、だれでも訴えることができるとともに、命令の出せる強力な権限のある機関とすること。

第九八四二〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(九通)

請願者 鳥取県境港市誠道町三三 大田健 外三千三百三十五名
紹介議員 小西 博行君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九八六二〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都板橋区東新町二ノ一三ノ一 二 野口泰蔵
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八六三〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市石原一、〇六四 秋谷光治 外二百四十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八六四〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都武蔵野市緑町二ノ六ノ一六ノ二四 成田初美 外四十九名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八六五〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都八王子市網ヶ丘二ノ四六ノ三 峯岸益生 外一名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八六六〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市平田町三、一〇六ノ八八 小野君江 外四千五百五十名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。

第九八六七〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 大分県別府市亀川四ノ湯二〇ノ四 阿部正一 外二千五百三十四名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第九八六八〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 熊本市大江三ノ一ノ六九ノ一 熊本市大江三ノ一ノ六九ノ一

紹介議員 好俊司 外六十二名
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九八六九〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒二ノ一九ノ八 本田松五郎 外四十九名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九八七〇〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
年金・医療の抜本改悪反対に関する請願

請願者 福井県大野市中野町二ノ三ノ二六 石丸士朗 外二十九名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二五七〇号と同じである。

第九八七一〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 茨城県水戸市見川町五ノ一二七ノ九五 田所澄江 外千十二名
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九八七二〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡牧丘町西保中一、一九七 林麗子 外八百四十六名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九八七三〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 山梨県東山梨郡牧丘町西保中一、一九七 林麗子 外八百四十六名
紹介議員 松前 達郎君

請願者 愛知県豊明市二村台六ノ一 豊明団
地二二ノ二〇四 三輪誠 外五千
七百九十九名
紹介議員 野末 陳平君
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九八七四号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願
請願者 静岡県榛原郡金谷町福用二八七ノ
二 杉浦実 外二千九百九十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九八七五号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願
請願者 兵庫県姫路市網干区宮内 三笠正
義 外二千五百六十二名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九八七六号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願
請願者 東京都杉並区成田西二ノ三ノ一〇
竹内淑子 外二千三百九十二名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九八七七号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願
請願者 奈良県御所市池之内五八七 長野
雅弘 外二千七百九十八名
紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九八七八号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願
請願者 静岡県浜松市西山町一、一七七ノ
一一 松井茂 外二千九百九十四名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九八七九号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願
請願者 茨城県日立市中丸町一ノ二四ノ一
六 狩野政子 外二千九百九十九
名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九八八〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都町田市南大谷一、三二五
上野義昭 外二百六十名
紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八八一号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都品川区西五反田四ノ一〇ノ
一三 森下昇 外三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八八二号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 千葉県船橋市新高根四ノ一〇ノ二
二 春原政雄 外四十名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八八三号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都葛飾区南水元四ノ一三ノ四
島山和子
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八八四号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 宮城県気仙沼市幸町四ノ五ノ七
小松武雄 外四十八名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九八八五号 昭和五十九年七月二十六日受理
年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に
関する請願(二通)
請願者 東京都葛飾区柴又六ノ五ノ一〇
南雲宏之 外百十名
紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九八八六号 昭和五十九年七月二十六日受理
年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に
関する請願
請願者 岩手県北上市鬼柳町中佐野二ノ
一 千田泰太郎 外七十九名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九八八七号 昭和五十九年七月二十六日受理
年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に
関する請願(二通)
請願者 東京都足立区弘道二ノ二三ノ二ノ
二〇五 小高明 外九十九名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九八八八号 昭和五十九年七月二十六日受理
年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に
関する請願(四通)
請願者 秋田市土崎港東三ノ二ノ一〇 伊
藤雅章 外二百七十七名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九八八九号 昭和五十九年七月二十六日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願
請願者 福岡市早良区室見三ノ二ノ二二一
木戸妙子 外六千三百三十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第九八九〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
健康保険制度の改善に関する請願
請願者 長野市柳町一、二四七 平野格
外六百五十六名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第九四二〇号と同じである。

第九九二八号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 徳島市明神町六丁目 三好栄 外
四十五名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九九二九号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都品川区西五反田五ノ二ノ
一三 川田猛 牧君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九九三〇号 昭和五十九年七月二十六日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願（五通）

請願者 東京都板橋区高島平九ノ二〇ノ五
ノ六〇八 滝沢徳治 外二百十四名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第九九三二号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 群馬県新田郡新田町萩一三五 高
井衛 外四十六名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九九三三三号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 神奈川県逗子市池子二ノ七ノ九
大谷玲子 外一名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第九九三三三三号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町興留六ノ一〇
ノ九 大森拓郎 外千八百八十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九九三三四号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 大阪府豊中市寺内二ノ一四ノ五ノ

二〇三 香川圭子 外二千五百二十八名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九九三五五号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 愛知県常滑市港町三ノ三七 林雄
治 外二千九百九十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九九三六六号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 京都府亀岡市篠町篠見晴一丁目
若松芳樹 外二千三百四十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九九三七七号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 兵庫県明石市二見町東一見一、三
二六ノ一一 ト部素子 外千六百十八名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九九三八八号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 岐阜県中津川市松田二、三六四ノ
一、四四八 渡瀬浩美 外千七百三十三名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九九三九九号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 千葉市大草町四四一ノ七〇 龍崎
智世子 外二千七百十名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九九六〇号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区辰沼一ノ二ノ一一ノ
三〇六 横松徳司 外六千四百六十名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九九六一号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区辰沼一ノ二ノ一四ノ
三〇四 堀口猛 外六千四百六十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九九六二二号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区辰沼一ノ二ノ一四ノ
三〇八 田中信子 外六千四百六十名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九九六三三三号 昭和五十九年七月二十六日受理

医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区辰沼一ノ二ノ一〇ノ
五〇四 菊地辰夫 外六千四百六十名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九九六四四号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区大谷田二ノ三ノ三五
ノ一ノ七〇五 宮下章 外六千四百六十名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九九六五五号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区大谷田二ノ一ノ四
ノ二〇二 山本幸子 外六千四百六十名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九九六六六号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区大谷田二ノ三ノ三五
ノ一ノ四一四 横田キヨ 外六千四百六十名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九九六七七号 昭和五十九年七月二十六日受理
医療保険の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区大谷田二ノ九ノ五ノ

四〇二 秋山常子 外六千四百六十名

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

紹介議員 立木 洋君

第九九六八号 昭和五十九年七月二十六日受理

医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区大谷田二ノ一〇ノ

三〇二 金子房子 外六千四百六十名

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

紹介議員 内藤 功君

第九九六九号 昭和五十九年七月二十六日受理

医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区大谷田二ノ三ノ三五

ノ一ノ一六 宇都宮由紀 外六千四百六十名

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

紹介議員 橋本 教君

第九九七〇号 昭和五十九年七月二十六日受理

医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区六木四ノ八ノ三 安

原久直 外六千四百六十名

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

紹介議員 宮本 顯治君

第九九七一号 昭和五十九年七月二十六日受理

医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 兵庫県川西市東久代二ノ二〇ノ一

九 吉岡末雄 外六千四百六十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第九九七二号 昭和五十九年七月二十六日受理

医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区辰沼一ノ二ノ二二ノ

五〇四 榎本民子 外六千四百六十名

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

紹介議員 山中 郁子君

第九九七三号 昭和五十九年七月二十六日受理

医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区辰沼一ノ二ノ二二ノ

四〇五 浅野準一 外六千四百六十名

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

紹介議員 吉川 春子君

第九九七四号 昭和五十九年七月二十六日受理

医療保険の抜本改善に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市平松本町七八〇ノ

二三八 梶井規江 外四百十二名

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

紹介議員 上野 雄文君

第九九七五号 昭和五十九年七月二十六日受理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 東京都多摩市落合四ノ四ノ二ノ三

〇三 小林滋 外三名

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

紹介議員 白木義一郎君

第九九七六号 昭和五十九年七月二十六日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 栃木県佐野市田之入町一、〇一二

上野川尚子 外三名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第九九七七号 昭和五十九年七月二十六日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都調布市富士見町四ノ一四ノ

一ノ一ノ三〇五 沼田正則 外六名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

紹介議員 竹田 四郎君

第九九七八号 昭和五十九年七月二十六日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 神奈川県厚木市上依知一、二二二

池田義厚 外四名

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

紹介議員 八百板 正君

第九九七九号 昭和五十九年七月二十六日受理

年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に関する請願(四通)

請願者 東京都大田区北馬込一ノ二七ノ一

四ノ三一〇 金沢たき江 外六百十九名

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

紹介議員 稲村 稔夫君

第九九八〇号 昭和五十九年七月二十六日受理

年金・医療・雇用保険の改善反対、充実改善に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡吉川町三輪野江

二、三八七ノ二 日暮浦蔵 外二三百三十七名

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

紹介議員 竹田 四郎君

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 大分市宮内四、五〇八 戸次綱

代 外五千六十五名

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

紹介議員 穂山 篤君

第九九八二号 昭和五十九年七月二十六日受理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 大分県速見郡山香町野原一、〇〇

〇 河野利雄 外五千七百八十九名

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

紹介議員 竹田 四郎君

第九九八三号 昭和五十九年七月二十六日受理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 和歌山市鳴神五四三 山本増一

外四千七百八十六名

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

紹介議員 村田 秀三君

第九九八四号 昭和五十九年七月二十六日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働者関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東園田町七ノ一東園

和園地四二二 杉山みさを

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

紹介議員 稲村 稔夫君

第九九八五号 昭和五十九年七月二十六日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働者関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 横浜市長谷区狩場町一 山

口久枝

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第九九八六号 昭和五十九年七月二十六日受理
健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願

請願者 大阪市西淀川区野里一ノ八ノ一五
尾辻浩二 外四名

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第九一一四号と同じである。

第九九八七号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 大阪府摂津市昭和園一ノ五 滝
本秀夫 外二千九百九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九九八八号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 山口市朝田一七九ノ六 原田洋子
外二千九百四十名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九九八九号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 長野市南堀三三九ノ六 小林智
外二千九百九十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第九九九八号 昭和五十九年七月二十六日受理
雇用における真の男女平等の実現に関する請願

願

請願者 名古屋市千種区田代町榎ヶ池上一
〇七 西野雅明 外二千九百九十
九名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇〇〇〇号 昭和五十九年七月二十六日受
理

医療保険の大改悪反対に関する請願
請願者 東京都練馬区三原台三ノ一四ノ一
村林三枝子 外二百二十五名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第七三一七号と同じである。

第一〇〇〇一号 昭和五十九年七月二十六日受
理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)
請願者 東京都町田市金森一、一四五 廣
井基夫 外一名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇〇一九号 昭和五十九年七月二十七日受
理

医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区弦巻二ノ七ノ二二
大川育蔵 外五十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇〇二〇号 昭和五十九年七月二十七日受
理

医療保険制度の改善に関する請願
請願者 東京都江東区大島五ノ三三ノ二三
富樫キミエ

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇〇二二号 昭和五十九年七月二十七日受
理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)
請願者 徳島市名東町二ノ二〇ノ一五 中
野晴好 外十名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇〇二三号 昭和五十九年七月二十七日受
理

国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請
願 請願者 東京都葛飾区新小岩一ノ二三ノ一
一 会田栄子 外三千九百九十四
名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。

第一〇〇二三号 昭和五十九年七月二十七日受
理

医療保険、年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 宮城県登米郡迫町新田品の浦四五
ノ一 石川恭子 外千三百五十名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第一〇〇二四号 昭和五十九年七月二十七日受
理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關
する請願(四通)
請願者 東京都目黒区目黒本町四ノ一二ノ
一二 西海孝子 外百七十二名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇二五号 昭和五十九年七月二十七日受
理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關
する請願

請願者 千葉県松戸市三村新田二八 栗山
なつ子 外八十七名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇二六号 昭和五十九年七月二十七日受
理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關
する請願
請願者 東京都世田谷区南島山二ノ八ノ一
ノ八一五 岩井好子 外二名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇二七号 昭和五十九年七月二十七日受
理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關
する請願
請願者 東京都足立区関原一ノ四ノ二四
篠島富美雄 外二百二十六名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇二八号 昭和五十九年七月二十七日受
理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等
法の制定に関する請願(二通)
請願者 大分県竹田市米納一〇七ノ六 佐
藤サツキ 外六千二百六十七名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇〇二九号 昭和五十九年七月二十七日受
理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等

法の制定に関する請願(二通)

請願者 香川県三豊郡詫間町松崎 香川利

恵子 外五千四百四十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第二一〇三〇号 昭和五十九年七月二十七日受

理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 島根県浜田市殿町一町内 中田き

く代 外二千二百七十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第二一〇三一号 昭和五十九年七月二十七日受

理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島川崎五二ノ六

西野行子 外二千九十八名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第二一〇三三号 昭和五十九年七月二十七日受

理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 茨城県石岡市国府六ノ三ノ一六

谷中恵美子 外九百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第二一〇三三三号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 東京都港区新橋四ノ二ノ七 樋口篤三

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第二一〇三四号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平二ノ二八ノ一

ノ九一三 野村初江 外六名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第二一〇三五号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 横浜市神奈川区青木町二ノ一 松ケ谷ミツエ

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第二一〇三六号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 横浜市中区清水ケ丘七三 鈴木はるの

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第二一〇三七号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 東京都小平市津田町一ノ一ノ九

三津石真知子 外四千八百四十

一名

紹介議員 梶山 篤君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二一〇三八号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 奈良県御所市東佐味三六五ノ一

田中貴美代 外二千九百九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二一〇三九号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 奈良市柳生町一七一 三好方士

外二千九百九十九名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二一〇四〇号 昭和五十九年七月二十七日受

理

健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願

請願者 大阪府西淀川区佃三ノ五ノ一四

中山四郎 外千三百三十五名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第九一一四号と同じである。

第二一〇七三三号 昭和五十九年七月二十七日受

理

児童扶養手当制度改悪反対等に関する請願

七 松尾幸雄 外二百十名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第二一〇七四号 昭和五十九年七月二十七日受

理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 徳島市川内町松岡一三ノ二二 伊

川勝義 外九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第二一〇七五号 昭和五十九年七月二十七日受

理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 千葉県流山市鰯ヶ崎一、五八五ノ

一七 大貫英司 外三十四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第二一〇七六号 昭和五十九年七月二十七日受

理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都府中市武蔵台一ノ二五 名

里植熊

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第二一〇七七号 昭和五十九年七月二十七日受

理

年金・医療・雇用の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都福生市福生二、三一九ノ九

神真知子 外五十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第二一〇七八号 昭和五十九年七月二十七日受

理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(四通)

請願者 東京都豊島区南長崎三ノ一九ノ六
神崎政子 外九十六名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇七九号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(四通)

請願者 横浜市戸塚区前田町四八一 藤沼
輝行 外二百八十九名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇八〇号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 東京都三鷹市下連雀七ノ一ノ一一
五 成畑誠 外二百七十四名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇八一号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山口県岩国市室の木町四ノ一五ノ
二 池田農夫雄 外六百二十六名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇八二号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(六通)

請願者 東京都葛飾区西新小岩三ノ一八ノ
理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(四通)

請願(八通)

請願者 東京都目黒区東が丘二ノ五ノ一
曾根千代治 外三百七十二名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇八三号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 埼玉県草加市北谷町四九三 鈴木
武夫 外五百四十八名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇八四号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 東京都町田市忠生二ノ二七ノ四〇
茂木弘 外九十三名

紹介議員 対馬 孝昌君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇八五号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(三通)

請願者 島根県鹿足郡津和野町鷺原 青木
敏子 外二百七十二名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇八六号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(六通)

請願者 東京都葛飾区西新小岩三ノ一八ノ
理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区千住旭町三七ノ一
中沢秀治 外三百二十四名

七 酒井清巳 外五百四十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇〇八七号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 長野市浅川西条九二七 古越健治
外七十六名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二八五七号と同じである。

第一〇〇八八号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 長野市田子六五四 板倉由之 外
七十七名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二八五七号と同じである。

第一〇〇八九号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市岩神町三ノ一四ノ八
山崎千恵子 外四十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇〇九〇号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区千住旭町三七ノ一
中沢秀治 外三百二十四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇〇九一号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇〇九二号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区西新井三ノ一九ノ六
ノ二〇七 清水美幸 外千四十九
名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第一〇〇九三号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都立川市錦町五ノ八ノ一一ノ
二〇二 名取年江 外七千五百四
十五名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第一〇〇九四号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 北海道砂川市東五条南四丁目 菊
池幹世 外四千六百六十三名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇〇九四号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 広島県比婆郡西城町八鳥一、四九
六 古川由紀 外二千二十五名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇〇九四号 昭和五十九年七月二十七日受

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都足立区千住旭町三七ノ一
中沢秀治 外三百二十四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇九五号 昭和五十九年七月二十七日受

理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 香川県坂出市富士見町一ノ八ノ二

六 木本正博 外五千四百五十四

名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇九六号 昭和五十九年七月二十七日受

理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 神奈川県伊勢原市桜台五ノ八ノ一

八 小森豊 外五千四百二十四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇九七号 昭和五十九年七月二十七日受

理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 東京都八王子市元横山町一ノ五ノ

七 小澤良行 外千三百四十四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇九八号 昭和五十九年七月二十七日受

理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 富山県魚津市上村木二丁目 浦田

悦子 外六千二百三十六名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇九九号 昭和五十九年七月二十七日受

医療制度の充実に関する請願(二通)

理

請願者 広島県三次市三次町一、五二六ノ

四 松岡武平 外千七百四十五名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第八六六〇号と同じである。

第一〇一〇〇号 昭和五十九年七月二十七日受

理

国民年金制度の改善に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市宮園町六六ノ二〇一

坂上寿興 外二千八百六十二名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第八六六一号と同じである。

第一〇一〇一号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 大阪市東淀川区菅原一ノ七ノ四七

榑美政恵

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇一〇二号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 福井県坂井郡丸岡町宇陀一ノ一二

ノ一七 別島まゆみ 外七名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇一〇三号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の

確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 東京都荒川区東日暮里六ノ四六ノ

四 渡辺容子 外二名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇一〇四号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 東京都品川区東五反田三ノ六ノ一

五ノ五〇一 金子さち 外三名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇一〇五号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 神奈川県相模原市相模原五ノ一〇

ノ二五 山口雪子

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇一〇六号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市亀井野三ノ五ノ一

六 吉沢加代子 外三千名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇一〇七号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 横浜市港南区芹が谷二ノ一八ノ二

〇 千葉久美子

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇一〇八号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町六九 竹下千

佳代

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇一〇九号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 滋賀県草津市北山田町五八ノ二

中島美智代 外二千九百九十九

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇一一〇号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡妙義町八木連九七五

小島希 外千八百四十三名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二〇二二一號 昭和五十九年七月二十七日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 茨城県水海道市橋本町三、一四〇
青木隆夫 外千八百三十五名
紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二〇二二二號 昭和五十九年七月二十七日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 東京都秋川市菅生二〇八 萩原実
外二千九百九十九名
紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二〇二二三號 昭和五十九年七月二十七日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 大阪府泉大津市宮町五ノ四 宮崎
文代 外二千七百九十五名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二〇二二四號 昭和五十九年七月二十七日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 茨城県勝田市足崎四〇七 沢畑義
一 外二千九百六十一名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二〇二二五號 昭和五十九年七月二十七日受理
心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 東京都町田市木曽町四二八ノ一
佐々木節郎 外二千九百九十九名
紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二〇二二六號 昭和五十九年七月二十七日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 大阪府旭区中宮五ノ一六ノ二四清
美荘 佐藤俊彦 外二千九百九十九名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二〇二二七號 昭和五十九年七月二十七日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 栃木県矢板市中四三九 山内章
外二千四百九十二名
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二〇二二八號 昭和五十九年七月二十七日受理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 茨城県日立市諏訪町三ノ二ノ一二
小野みゆき 外千五百四十名
紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二〇二二九號 昭和五十九年七月二十七日受理
心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願

請願者 千葉県柏市高田六四一ノ七 盛岡
靖子 外千五百五十名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第九二五七号と同じである。

第二〇二四九號 昭和五十九年七月二十七日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 東京都大田区大森東四ノ一八ノ三
阿部勇 外六千六百二名
紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第二〇二五〇號 昭和五十九年七月二十七日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 川崎市幸区戸手四ノ三 久保田瑞
枝 外六千五百九十名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第二〇二五一號 昭和五十九年七月二十七日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 川崎市幸区南加瀬二、一八八 伊
藤真 外六千五百九十名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第二〇二五二號 昭和五十九年七月二十七日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島上町一〇ノ八
伊藤修 外六千五百九十名
紹介議員 神谷信之助君

保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸九ノ一九ノ七
須藤法一 外六千五百九十名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第二〇二五四號 昭和五十九年七月二十七日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 川崎市高津区坂戸一〇〇ノ四ノB
ノ三〇二 大庭博 外六千五百九十名
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第二〇二五五號 昭和五十九年七月二十七日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 川崎市川崎区小田四ノ六ノ一五
福田太一 外六千五百九十名
紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第二〇二五六號 昭和五十九年七月二十七日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 川崎市多摩区菅一、八三四ノ一〇
大塚優子 外六千五百九十名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第二〇二五七號 昭和五十九年七月二十七日受理
保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 東京都板橋区弥生町五〇ノ七 渡
部義和 外六千五百九十名
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第一〇一五八号 昭和五十九年七月二十七日受

理

保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口北町一六ノ四

五十嵐了 外六千五百九十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第一〇一五九号 昭和五十九年七月二十七日受

理

保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 川崎市川崎区藤崎一ノ一三ノ八

鈴木明 外六千五百九十名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第一〇一六〇号 昭和五十九年七月二十七日受

理

保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 東京都板橋区弥生町一三ノ三林荘

細野博子 外六千五百九十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第一〇一六一号 昭和五十九年七月二十七日受

理

保育料の大幅引下げ等に関する請願

請願者 東京都練馬区田柄四ノ二〇ノ一九

長島律子 外六千五百九十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六〇七二号と同じである。

第一〇一六二号 昭和五十九年七月二十七日受

理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 千葉市長洲二ノ二一ノ一五二〇

末永修 外七名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇一六三号 昭和五十九年七月二十七日受

理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都北区滝野川三ノ四一ノ三

吉本雄次郎 外一名

紹介議員 飯田 忠雄君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇一六四号 昭和五十九年七月二十七日受

理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都世田谷区代田三ノ一八ノ四

鶴野留男 外八十四名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇一六五号 昭和五十九年七月二十七日受

理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都大田区上池台一ノ四七ノ二

木村公栄 外百七十七名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇一六六号 昭和五十九年七月二十七日受

理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都板橋区東新町一ノ五一ノ一

〇 内村信子 外百三十二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇一六七号 昭和五十九年七月二十七日受

理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市厨川四ノ七 小川敏

一 外百二十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇一六八号 昭和五十九年七月二十七日受

理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 埼玉県八潮市西袋一、〇三二ノ七

山岸喜男 外三百四十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇一六九号 昭和五十九年七月二十七日受

理

小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 植木百合子 外二万三千名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第四五四八号と同じである。

第一〇一七〇号 昭和五十九年七月二十七日受

理

小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 丸田正夫 外二千名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第四五四八号と同じである。

第一〇一七一号 昭和五十九年七月二十七日受

理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 香川県善通寺市上吉田町一、一七

四ノ三 大北万里子 外五千九百

四十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇一七二号 昭和五十九年七月二十七日受

理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 山形市上東山九四四 海谷美喜子

外二千十七名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第一〇一七三号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 大阪府豊中市本町二ノ二ノ二四

飯田しづえ

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇一七四号 昭和五十九年七月二十七日受

理

健康保険制度の改悪反対、老人医療費無料制度復活に関する請願

請願者 大阪市西淀川区野里一ノ四ノ九

井上幸子 外四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第九一四号と同じである。

第一〇一七五号 昭和五十九年七月二十七日受

理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 大阪府豊中市本町二ノ二ノ二四

飯田しづえ

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

請願者 兵庫県加古川市平岡町新在家八四
一ノ八 藤田泰則 外二千六百三
十六名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇一七六号 昭和五十九年七月二十七日受
理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 兵庫県姫路市余部区上余部五〇
友寄千鶴 外二千九百九十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇一七七号 昭和五十九年七月二十七日受
理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 茨城県勝田市津田二、〇三一ノ五
四五 根本力三 外千七百九十二
名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇一七八号 昭和五十九年七月二十七日受
理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 福岡県田川郡香春町香春本町二〇
三 森誠 外二千九百八十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇二〇四号 昭和五十九年七月二十七日受
理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都八王子市長房町五八八ノ一
三 多田和子 外十七名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇二〇五号 昭和五十九年七月二十七日受
理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に關する請願(一通)

請願者 東京都北区豊島一ノ二四ノ一ノ五
〇二 形山司 外百十名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇二〇六号 昭和五十九年七月二十七日受
理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 大分県佐伯市野岡区第二野岡マン
ション一ノB 岩下栄子 外五千
九百四十五名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇二〇八号 昭和五十九年七月二十八日受
理

障害者に係る国民年金法等の改正促進に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 耳塚充邦

紹介議員 小山 一平君

現行の国民年金制度における障害年金は、障害者の所得保障について十分とはいえず、すべての障害者が自立生活を営める基盤を形成する観点から、制度全般の見直しが必要となっている。現在、国会に提出されている国民年金法等の一部を改正する法律案には、障害者の生活保障の充実を図るため、障害基礎年金制度、特別障害者手当制度の創設などが含まれており、これらは、障害者及びその家族がひとしく熱望し、法律案の一日も

はよい制定が待たれている。ついで、国民年金法等の一部を改正する法律案を早期に成立させるよう強く要請する。

第一〇二〇九号 昭和五十九年七月二十八日受
理

実効ある男女雇用機会均等法の制定に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 耳塚充邦

紹介議員 小山 一平君

我が国の婦人労働者は千五百万人と推計され、経済社会の発展に貢献しているが、募集、採用、待遇等雇用の分野において、依然として男女差別が存在している。このため政府は、雇用面における男女差別の解消を目的とした雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するため労働関係法律の整備等に関する法律案を国会に提出したが、その実効性については様々な議論を呼んでいる。ついで、婦人労働者についての実効ある法律の制定に努力するよう強く要請する。

第一〇二二〇号 昭和五十九年七月二十八日受
理

使用済み乾電池の処理等に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 耳塚充邦

紹介議員 小山 一平君

近時、水銀を含む乾電池等の使用量の増大にともない、これら廃棄物による水銀汚染が懸念され、社会問題となりつつある。このような状況のなかで、一部自治体においては、水銀汚染を未然に防止するため、独自に乾電池等の分別収集及び処分をしているが、適正な処理体制が未整備であり、また、この処理に相当の財政負担がともない対応に苦慮している。ついで、水銀による環境汚染を未然に防止するため、早急に使用済み乾電池等の回収・処理体制を確立するとともに、当面、自

治体で行う回収等に要する経費について必要な財政措置を講ずるよう強く要請する。

第一〇二二一号 昭和五十九年七月二十八日受
理

食品添加物の規制に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 耳塚充邦

紹介議員 村沢 牧君

食品の衛生及び安全性の確保は、国民の生命を保持するうえに重要であり、食品添加物の取扱いは慎重を期することが要請されている。こうしたことから、昭和四十七年に食品添加物の使用は極力制限するとの国会の附帯決議がなされ、抑制策が講ぜられてきたが、昨年八月、厚生省は食品衛生調査会の答申に基づき、新たに十一品目の指定を行なった。このことは、その規制の大幅な緩和につながることに、安全性の面からも議論を呼んでいる。ついで、有害添加物から国民の健康を守るため、その指定にあたって、審査を厳しく行うとともに、既に指定されている食品添加物の安全性に対する再点検を強化するなど、規制に万全を期するよう強く要請する。

第一〇二二七号 昭和五十九年七月二十八日受
理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 和歌山市善明寺七〇六ノ九三 吉
末俊雄 外千十八名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇二二八号 昭和五十九年七月二十八日受
理

食品添加物の規制緩和反対等に関する請願

請願者 東京都東村山市恩多町四ノ二五ノ
一五 谷口正嗣 外千十八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇二二九号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 北海道函館市田家町一六ノ三ノ一

二五 中村仙太郎 外千十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇二三〇号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 京都府綾部市西坂町堂ノ岡三二

森永豊 外千十八名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇三二二号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 長野市南堀六八ノ二 小山邦雄

外千十八名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇三二三号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 京都市西京区大原野西境谷町二ノ

一 牧井宏司 外千十八名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇三二三号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 福島市野田町檀の腰六ノ三 渡辺

正夫 外千十八名
紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇三二四号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 横浜市緑区市ケ尾町一、八二〇ノ

一 勝野勇 外千十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇三二五号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉県船橋市行田町一五ノ二六

岡田務 外千十八名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇三二六号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 熊本県玉名郡長洲町清瀬寺二、一

三三 竹本鈴子 外千十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇三二七号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区新小岩三ノ一〇ノ九

山崎晴美 外千十八名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇三二八号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 名古屋市長瀬市瀬見が丘二ノ一〇九

宮本好男 外千十八名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇三二九号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 横浜市港南区日限山二ノ一ノ五

田辺卓 外千十八名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇三三〇号 昭和五十九年七月二十八日受

理

食品添加物の規制緩和と反対等に関する請願

請願者 千葉県市川市原木一ノ三ノ三三

岡田安弘 外千十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一〇三三一号 昭和五十九年七月二十八日受

理

医療保険技術改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市太田窪一ノ二ノ六

高橋信行 外九百六十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第一〇三三二号 昭和五十九年七月二十八日受

理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都田無市南町四ノ一ノ二五

中野通子 外四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇三三三号 昭和五十九年七月二十八日受

理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都府中市南町四ノ五ノ六 田

上美由紀 外四十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇三三四号 昭和五十九年七月二十八日受

理

国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願

請願者 東京都渋谷区円山町七ノ七 金井

利夫 外四百七十名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。

第一〇三三五号 昭和五十九年七月二十八日受

理

医療保険、年金制度の技術改悪反対に関する請願

請願者 福岡市南区花畑三ノ一九ノ一〇

渡辺洋子 外二千三百三十三名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第一〇三三六号 昭和五十九年七月二十八日受

理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 東京都田無市南町六ノ六ノ一六ノ

二〇三 川見義人 外七十六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三三七号 昭和五十九年七月二十八日受

理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 埼玉県入間市南幸二八五ノ四 指
田星吉 外五十五名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇二三八号 昭和五十九年七月二十八日受
理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願

請願者 埼玉県新座市新堀三ノ三ノ三二
河原和雄 外四百十六名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇二三九号 昭和五十九年七月二十八日受
理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願

請願者 東京都足立区古千谷五ノ一三ノ一
〇一 小池智子 外九百四十七名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇二四〇号 昭和五十九年七月二十八日受
理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願

請願者 埼玉県入間郡鶴ヶ島町町屋一八七
ノ三 山下昇 外二百七十六名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇二四一号 昭和五十九年七月二十八日受
理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願(二通)

請願者 千葉県安房郡千倉町瀬戸一、五九
九 伊藤はる 外二百三十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇二四二号 昭和五十九年七月二十八日受
理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に
関する請願

請願者 千葉県松戸市三村新田二四 夏井
旭 外三百二十名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇二四三号 昭和五十九年七月二十八日受
理
医療・年金・雇用保険の改悪反対、充実改善
に関する請願

請願者 新潟県長岡市今井町六六 安藤正
明 外九十九名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇二四四号 昭和五十九年七月二十八日受
理
小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 松延訓子 外千名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第四五四八号と同じである。

第一〇二四五号 昭和五十九年七月二十八日受
理
労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等
法の制定に関する請願

請願者 鳥根県仁多郡仁多町三成 須山玲
子 外二千七百五十五名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇二四六号 昭和五十九年七月二十八日受
理
労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等
法の制定に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市熊谷七三〇ノ七五ノ
一六ノ四〇六 堀口良幸 外二千
二百五十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇二四七号 昭和五十九年七月二十八日受
理

雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の
確保を促進するための労働関係法律の整備等に
関する法律案に関する請願
請願者 東京都品川区南品川六ノ八ノ二一
天満久美子
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇二四八号 昭和五十九年七月二十八日受
理
労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願

請願者 新潟市中木戸二三ノ四 佐藤良子
外五千九百二十一名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇二四九号 昭和五十九年七月二十八日受
理
労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願

請願者 茨城県鹿嶋郡波崎町七、三二一ノ
九 石川允士 外二百五十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇二五〇号 昭和五十九年七月二十八日受
理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請
願

請願者 滋賀県東浅井郡虎姫町中野 服部
つや子 外二千六百七十名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇二五一号 昭和五十九年七月二十八日受
理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請
願
請願者 埼玉県浦和市大原一ノ二五ノ一九
三宅睦子 外二千九百九十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇二五二号 昭和五十九年七月二十八日受
理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請
願

請願者 東京都立川市高松町三ノ二四ノ一
六 綿内秀美 外二千五百五十七
名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇二五三号 昭和五十九年七月二十八日受
理
雇用の場における真の男女平等の実現に関する請
願

請願者 千葉県市原市辰巳台西二ノ二二
山本光男 外二千三百二十二名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇二五四号 昭和五十九年七月二十八日受

理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 兵庫県西宮市野間町四ノ四一 田中淳子 外二千八百八十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇二七五号 昭和五十九年七月二十八日受理

理

医療保険の大改悪反対に関する請願

請願者 東京都文京区湯島一ノ三ノ一 東京保険医協会内 上原三雄 外百十二名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七三一一号と同じである。

第一〇二七六号 昭和五十九年七月二十八日受理

理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都江戸川区西瑞江一ノ二八ノ九 久保木光男 外二百二十四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇二九七号 昭和五十九年七月三十日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市岡田種前五 永井文夫 外四十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇二九八号 昭和五十九年七月三十日受理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 宮城県柴田郡柴田町船岡七作一五〇 佐藤洋子 外五十名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇二九九号 昭和五十九年七月三十日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 東京都新宿区荒木町一二 伊藤浩子 外百三十三名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇三〇〇号 昭和五十九年七月三十日受理

医療保険制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都北区十条台二ノ六ノ三二 林韓柱 外二千七百四十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇三〇一号 昭和五十九年七月三十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(三通)

請願者 東京都府中市美町三ノ四〇ノ三 三内田裕二 外九十二名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三〇二号 昭和五十九年七月三十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 埼玉県三郷市花和田三六四 渋谷光夫 外三百五十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三〇三号 昭和五十九年七月三十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀四ノ一一ノ一 木村修 外二十三名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三〇四号 昭和五十九年七月三十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(二通)

請願者 千葉県松戸市馬橋七三一 岩崎裕子 外百二十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三〇五号 昭和五十九年七月三十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 川崎市麻生区高石一三〇 湯沢勝広 外六十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三〇六号 昭和五十九年七月三十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(三通)

請願者 山口市佐山三、三七七 西竹博 外三百七十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三〇七号 昭和五十九年七月三十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都杉並区井草一ノ三五ノ一三 風間安昭 外二百八十六名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三〇八号 昭和五十九年七月三十日受理

医療保険の根本改悪に反対し、その充実改善に関する請願(三通)

請願者 東京都清瀬市上清戸二ノ一ノ四一

北多摩保健生活協同組合清瀬診療所内 浜野創作 外五千三百八十六名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三四一八号と同じである。

第一〇三〇九号 昭和五十九年七月三十日受理

小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 山口留雄 外七万三千九百九十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第四五四八号と同じである。

第一〇三一〇号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願

請願者 横浜市内戸塚区原宿町二五二ノ二〇 大正団地一ノ五ノ一〇四 松原幸子 外四十九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第六八三八号と同じである。

第一〇三一一号 昭和五十九年七月三十日受理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(三通)

請願者 島根県松江市山代町八一四ノ一二 岩田明美 外六千六百六十五名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇三一二号 昭和五十九年七月三十日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市堀町一、一四七ノ八 八 関廣子 外六百七十三名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第八七八三号と同じである。

第一〇三二三号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 横浜市鶴見区栄町四ノ三八ノ一六 植田雅子

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇三二四号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 横浜市港南区港南四ノ一一ノ一六 長尾芳子

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇三二五号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用の分野における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 京都市左京区田中馬場町一六ノ一 二ノ九〇三 岡村真二 外二千九百五十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇三二六号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 大阪府守口市寺方錦通一ノ三五 宮崎明子 外二千七百七名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇三二七号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 茨城県日立市城南町四ノ一一ノ一 高木道正 外二千九百九十九名

紹介議員 山田 義君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第二〇三二八号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 静岡県浜松市住吉一ノ三六ノ六 浅井友二郎 外二千九百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇三二九号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 三重県松阪市桂瀬町二三二 松原 敦子 外二千九百九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇三三〇号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 三重県鳥羽市小浜町 石原喜代男 外二千二百六十五名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇三三一号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用の場における真の男女平等の実現に関する請願

請願者 静岡県浜松市大島町一、三九二ノ二 高橋なみ代 外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九七〇七号と同じである。

第一〇三三二号 昭和五十九年七月三十日受理

医療保険制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市中原二、四二五 松下勝夫 外三名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇三三三号 昭和五十九年七月三十日受理

国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願

請願者 島根県松江市矢田町二三ノ二 寺垣寿子 外四百二十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一六六九号と同じである。

第一〇三三四号 昭和五十九年七月三十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 東京都府中市住吉町二ノ三〇ノ一 〇ノ四〇七 川田幸一 外三百十二名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三三五号 昭和五十九年七月三十日受理

年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願(四通)

請願者 山口県防府市新田一、八八二 秋重隆 外六百四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三三六号 昭和五十九年七月三十日受理

小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

紹介議員 九 坂田喜美子 外三千名

この請願の趣旨は、第四五八号と同じである。

第一〇三三七号 昭和五十九年七月三十日受理

小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五 九 松本和栄 外二万名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第四五八号と同じである。

第一〇三三八号 昭和五十九年七月三十日受理

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 島根県松江市都賀町七七七 原島百合子 外千八百十四名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第八一〇五号と同じである。

第一〇三三九号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に関する請願

請願者 横浜市金沢区釜利谷町三、四八七 笹沼定子

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第八八三六号と同じである。

第一〇三四四号 昭和五十九年七月三十日受理

戦没者遺児等に対する施策の充実に関する請願

請願者 長野県南長野町下六九二ノ二 長野 県議会内 耳塚充邦

紹介議員 夏目 忠雄君

戦後三十八年を経過した今日にあつても、戦没者遺族、戦災孤児等に対する援護対策は、国の重要な責務となつてゐる。しかるに、戦没者遺族に対する援護対策は、昭和二十七年に制定された戦傷病者戦没者遺族等援護法をはじめ、その後制定さ

れた各種の法律により年々その充実が図られてきたものの、戦没者遺児、戦災孤児等に対する処遇は必ずしも十分とはいえない現状である。ついで、特別弔慰金を継続・増額するとともに、すべての戦没者遺児を支給対象にするなど制度を拡充されたい。なお、戦災孤児等についても特別弔慰金制度を確立されたい。

第一〇三五二号 昭和五十九年七月三十日受理
厚生行政をただし、国民医療の改善に関する請願

請願者 京都市南区西九条大町四一 木村輝夫 外三百七十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第一〇三五三号 昭和五十九年七月三十日受理
医療保険の大改悪反対に関する請願

請願者 京都府城陽市富野鷺坂山八三城南病院内 谷山宗一 外六千四百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一〇三五四号 昭和五十九年七月三十日受理
医療保険制度の改善に関する請願

請願者 京都市伏見区向島津田町一〇二第二長栄マンション二〇五 平井淳子

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第七八五号と同じである。

第一〇三五五号 昭和五十九年七月三十日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 埼玉県新座市野寺四ノ四ノ二六 鶴屋由紀江 外四十四名
紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三五六号 昭和五十九年七月三十日受理
年金・医療・雇用保険の改悪反対、充実改善に関する請願

請願者 山口県下関市山の田中央町一〇ノ九 内田泰彦 外五十六名

紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第二四一七号と同じである。

第一〇三五七号 昭和五十九年七月三十日受理

雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願

請願者 横浜市港南区野庭町六二七 数道子 外四百五十五名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第六八三八号と同じである。

第一〇三五八号 昭和五十九年七月三十日受理
健康保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市千種区猪高町上竹越四三市原稔 外六十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七三九一号と同じである。

昭和五十九年八月二十七日印刷

昭和五十九年八月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局